

第 15 日目（3 月 16 日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は、26 名であります。これから本日の会議を開きます。

○議 長 なお、若井達男君から午後 3 時半ごろ早退、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

○議 長 本日の日程は初日に配付しました議事日程第 7 号のとおりといたします。

〔午前 9 時 30 分〕

○議 長 日程第 1、第 29 号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長 おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは第 29 号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この保育園条例は、市立保育園の設置及び市における保育の実施等について必要な事項を定めたものでありますが、このたび関連法の改正に伴います実施基準の見直し及び定数規定の部分を実態に即した形にするために改正を行うものであります。

改正の主な内容ですが、毎年保育園ごとの入園予定児数が変動し、条例規定の定員数と適合しない部分が発生をします。その都度条例改正を行いますけれども、改正後にまた新たな変動が生じてしまうことから、条例の「定員」の項目を削除すること、及び保育園の実施基準の見直しの必要性が生じたことから、就労基準の項目の変更と新たな項目の追加を行うものです。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。議案の 3 ページ、新旧対照表をご覧ください。初めに第 3 条の見出しの保育園の名称、定員及び位置から「、定員」の欄を削除します。見出しの保育園の名称から「、定員」を削除します。それから、表からも「定員」の欄を削除します。この関連で、はぐっていただきまして、4 ページ一番上の備考につきましても、定員欄の削除によりこの説明が不要になりますので、一緒に削除するものであります。

第 7 条、これは保育の実施基準の記載方法を改めるものです。このたびの法改正に基づく新制度では、保育の必要性について市長の認定を必要とすることとしているため、このような表現に改めるとともに、保育の必要性の認定区分、第 1 号から第 3 号までありますが、このうち第 2 号と第 3 号が保育園の関係する区分ですけれども、この 2 号と 3 号の欄が間が満 3 歳未満と以上で区分されているため、それぞれにおいて認定が必要とされたことによるものです。

次に同条の第 1 号と第 2 号を合わせて第 1 号とし、その認定基準を「月 64 時間以上の就労を」していることというふうに改め、就労時間の基準を具体的に規定します。国の基準では保護者の就労時間の下限を 48 時間から 64 時間の間で市町村が定めることとしておりますが、入所要件、それから就労日数、保育日数などさまざまな観点から検討の結果、「64 時間以上」としたいものであります。

以下、第 6 号から第 9 号の追加につきましては、第 27 号議案のところでも説明しました国の

基準に従うことにより項目を追加するものです。保育の実施基準の保育の要件につきましては、そこに記載の6号から9号までを追加することによりまして、今、問題となっております虐待や家庭内暴力の恐れがあること等を追加するものであります。

それから、次に第9号として追加します「利用調整」につきましては、このたびの子ども・子育て支援制度におきまして、保育施設の定員数を超える場合に民営を含む全ての施設において、市長が保育の必要度に応じて調整を行うことを規定するものです。これは利用調整における基準を明確にするとともに、第7条に規定します認定行為とともに新しい制度での市町村の責任を明確にしたものです。この関係で改正前の第9条から第15条につきましては1条ずつ繰り下げ、第10条から第16条に改めるものです。

改正の内容は以上ですが、議案の2ページに返っていただきまして、附則のとおり、本条例の施行期日を平成27年4月1日としたいものであります。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。9番・笛木 晶君。

○笛木 晶君 済みません、1点お願いします。7条の説明がありましたが、48時間から国は64時間のと。64時間にする場合は、それだけ多く働かなければだめなので、もっと48時間のほうは保育を受けやすいということになるのではないかと、その辺をちょっとお聞きします。64時間というのは、もうまるまる働かなければ認定できないというようなので、もっと下限といますか上限を下げる48時間のほうが、皆さんが受けやすくなるのではないかとというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 先ほど申し上げましたように、これは月64時間ということで、48時間から64時間の間で市町村が定めるということになっております。議員ご指摘のとおり64時間が最高限ですけれども、仮にこの64時間ということ想定しますと、1日4時間の16日ということになります。逆に48時間ということになりますと、3時間の16日ということになります。これを下げ過ぎると、やはり短時間でも皆さんが保育へ預けるといようなハードルが下がるといことになりますと、保育を必要とする児童が増えてしまって、それに対応するのが大変だということになります。これは最低限を64時間とすることによります。

また、そのほかにもその各号に定めてありますような、さまざまな要因で保育を必要とする場合がございます。それは市がいろいろな状況を勘案して定めるところですけれども、余り下げることによって、長時間でも、短時間の労働でも保育をしようとする場合が出てくるということによるこちらの対応ができないと、市の対応それから施設、人員等の対応ができないということを防ぐために64時間とするものです。以上です。

○議 長 9番・笛木 晶君。

○笛木 晶君 それはちょっといかなものかと思うのですけれども。余り緩やかにしてもだめかもしれませんが、中間くらいの皆さんが、ある程度保育を受けられると。第一条件はこれの7条の関係が必須といいますか、まず最低条件となるということになれば、これでふるい

にかけるわけですので、もう少し緩和してもいいような気がするのですけれども、いかがですか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 これは説明がありましたけれども、保育の短時間、1日8時間、これは前にも説明をしたところではありますが、短時間保育の場合に該当するわけで、これが本当に最低によりまして、これ以上必要であるということになります。ただ、これが64時間というのは、認定基準の一つの要素でしかありませんので、ほかの要素も含めまして認定を検討するということになります。先ほども申し上げましたように、これ以上下げますと、やはりいろいろな部分での保育が多くなることも懸念されるということの対応ができかねないということで、これを定めるものですので、ご了解をいただきたいと思います。以上です。

○議 長 9番・笹木 晶君。

○笹木 晶君 女性を活用すると、共働き、女性にも働いてもらわなくてはならない、女性も社会進出をしていかなければならない、してもらわなければならないという観点からいくと、ちょっと逆行しているような感じがしますけれども、市長はいかがお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 この保育の関係ですけれども、簡単に言いますと、誰でもお子さんがいる方は全て保育園に預けられるという形になれば、それはそれが確か一番いいわけなのです。しかし、そうは法律としてなっていないわけでありまして。それで、先ほどから部長が申し上げておりますように、この括弧の6、7、8、9の2ページに書いてあります、こういう部分を、極力、我々も付度をしながら対応していくということ以外に、その64時間が大きな障害になるということでは私はないような気がするのです。今、触れましたように1日4時間、1日3時間が48時間だそうですから、今、我が市内を見た場合、ここで大きく変わることはないような気がしますけれども、この6、7、8、9のほうで、やはり相当受け入れ人数は増えてくるものだというふうに思っております。

ですので、本来、今はもう保育園なんていうのは、学童保育もほぼ同じになってきていますけれども、基準を設けてなんていうことではない形で、受け入れを全部やるということになれば、そういう部分では本来一番いいわけなんです。しかしまあ、一応法律がございまして、そこが国のほうで改正ができていないということですから、我々にとってもいたし方ないという部分でしょうけれども、こういう部分はこういう部分として、私たちも極力事情は勘案をしながら受け入れは体制を整えていかなければならないということだと思っております。ごく、いい法律だったとは言いづらい部分でもあります。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 定員の削除のところですが、定数の実態に合わせて改正をしたということで、そして定員については、変動の都度、定員を変えていかなければならないというところもあるので、定員をここから削除するという考え方もあります。けれども、実態に合わせて現在ある定数を変えたわけですから、私どもはどのようなふうに変ったかというのがわから

ない。ましてや、条例本来の意味からすれば、私たちが、この施設基準に合っているかどうかとか、定数がオーバーしているか満たないのかと、そういう1つの判断基準になるわけです。これが条例から抜けるというのも、非常にちょっと私どもとしても困るし、ましてや市民の方々も今度は厳格になるので、希望するところへは入れない可能性も出てくる。そういうときには定数はどうなのかというところが、自分で調べようがないということになると、定数を事務屋というか事務処理上はいいのですけれども、あえて、定数を削除する必要があったのかなというところが1点なので、あえて削除したところをもう1回ちょっときちんと説明してもらいたい点と。

とは言っても第9条、4ページの9条のところに、新旧対照表しか見ていないのでわからないのですけれども、多分規則か何かで定員というのが出てくるのでしょうか、9条に各保育施設の定員数を超える場合は、みたいになっているのです。定員数といっても定員数を削除したのだから、条例の中では見られないとなると、条例のつくり方というかでき方が、非常にバランスが取れていないというか、余りよくないかなという気がするのです。その辺、定員数を超える場合の判断はどこですか、規則があるのか、またはこの条例の中のどこかに出てくるのかということも含めて2点。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 定員の表示の関係ですけれども、理由は先ほど申し上げたとおりです。皆さんがわかるようには、当然ホームページでは各園の定員は載せてありますし、定員がないということではなくて、それぞれ毎年更新するときには定員を定めて、それによって募集しているわけです。募集に際しては当然市報には載せますし、ホームページにも載せます。そういうところでは管理は当然しております。

それと、定員数の超える場合ということになりますと、これも前にも説明したかと思いますが、定数の125%まではその間で調整できるということになりますので、その辺のところはしっかりと管理をしていきたいと思えます。確かに条例を見てすぐ定数がわからないというところはあるかと思いますが、それにかわる方法としましてほかの方法を、先ほど申し上げた方法で周知はしておりますし、もちろん保育園ではすぐわかるようにはしています。一般の市民の方がわかるようには対応を取っていきたいというふうに思っています。以上です。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 上位法の改正で私が見た限りでは、非常に入園、入所が厳格になったと思うのです。その反面、待機児童をなくして、本当に必要な人は入れるようになったのですけれども、こういうところの実態からしますと、ホームページを見ればわかりますからみたいなことではなくて、やはり条例というか、きちんと私どもが議場の中でもわかりやすい、そして定数管理を基準に沿った形でやっているかどうかチェックしやすいみたいな形に——あえてこういうふうにしたというのが、どうもよくわからない。事務処理だけのことなのですかね、もう1回このところだけ。

事務処理上その改正の都度いじっていかなければならないからこういう形にしたとなると、

非常に事務的で市民向けではない。そして、チェックをする私たち向けではないという気がするのですけれども。その辺をもう1回ではお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 一番の理由は先ほど説明を申し上げました、その都度条例を改正しなければならないということが1つあります。それで、ほかの例もということになりますと、言いわけになりますけれども、そういったところの例も参考にして、こういう形で定めております。今後、いろいろな施設の現状によりまして増減が激しいというようなこともありまして、それに対応するためということですので、確かに事務上の問題が大きな問題だと思います。そういうふうにすることによって、簡略化するという意味もありますが、ただ、それにかわるものとして十分な周知はし、管理をしていきたいというふうに思っていますので、ご了解をお願いします。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 今、部長が申したとおりでございますが、若干補足させていただきます。もし、重複したことになるばちょっとご勘弁いただきたいのですが。まず、この定員の問題につきましては部長が申したとおりでございますが、それからこの定員、いわゆる認可定員については、新しくできた子ども・子育て会議、ここで確実にこの変更については議論させていただきます。その上で認可定員を、今ある保育園で例えば100人を120人にするとか、それから公設民営の保育園を190に動かすとか、そういったその認可定員については、基本的に子ども・子育て会議で決めることになっておりますので、そういうところでまず議論させていただきます。その上で、先ほど部長が申しましたように、当然その市民の方に周知徹底をすると、そういう形でもって図っていきたいと思いますので、ご了解いただければと思います。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 関連でございますが、2点また確認したいのですけれども。そうしますと、最初の定員の部分で、その都度条例をかえなくてもいいというそういう趣旨もわかりますけれども、そうしますと例えばいっぱいになったこの基準というか定数の持ち方というものを、職員の配置の段階でそういう部分と、やはり施設のスペースとかそういう部分で決めるのか。例えば今度は毎年定数がどんどん変わっていった場合、保護者の方たちのどういふのだろうという部分は生じないのかということですね。その部分、その部分の基準というものがどのようにされていくのかということを確認したいという部分が1点です。

もう1点は64時間の部分でありますけれども、そうしますと例えば3時間のパートの方たちの現実を見たときに、例えば64時間の今現在、そうやっていて条例ができた場合、待機しなければいけないという園児はいるのかどうかということです。例えば出た場合、一時預かりのよな形で対応していくのかどうか。そういう部分の確認をちょっとお願いしたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 保育園の定数は、これは一般質問のときにも議員の方から質問がありましたけれども、1人当たりの保育室の基準等も決まっておりますので、建物の大きさによって、

当然定数は決まります。それに基準にぎりぎりに定数を定めておる部分、それから余り希望者が無いと言ったらあれですけども、従来の定員を割れるような施設につきましては、定員を下げることによって人員配置のところにも影響してきますので、それらを加味して定数というのは定めております。これはまた毎年人気のある園、それからちょっと入り手が無い園、希望が無い園等がありますので、それによって定めております。

それから、2番目の64時間ということですけども、今のところこれによって影響を受ける方はいないというふうに思っています。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 そうしますと、今現在はいないということでございますけれども、いなければそれに超したことはないのですが、現実にはこれから何とか仕事をしたいと。本当に子どもさんがいて、これから何とか社会復帰をしていきたいという部分の、最初のとっかかりはパートからだとは私思っています。そういう面でその対応はどのようにされているのか、確認をお願いしたいと思えます。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 パートの問題につきましては、当然私ども、子ども・子育て会議の中でも審議いたしました。先ほど64時間という問題がございましたが、64時間に設定した大きな理由としましては、余りいわゆるその短時間に設定しますと、本当に保育園に預けたい方、本当に保育園に預けなければ仕事ができない方をまず見ていこうということがございまして、最大限64時間という法で許す上限を設定したということでございます。

したがって、今度は中沢議員のご質問の3時間とかパートの問題でございしますが、例えば家庭の状況はいろいろございます。私ども今回、保育園に入るためのその条件としまして、いわゆる指数表というものを作成しました。これは全国あるいは県内等々を比較しまして、一応細かく設定したわけなのですが、この中で今言ったように、まず本当に保育園に入る方はどういう時間設定をすれば一番いいのかというのが大命題でございまして、当然、そこで今言ったご質問のような、例えば短時間でどうだという問題が出てくれば、その件につきましても私どもその会議の中、あるいは実はこういう問題が起きてきましたということで、再度またその見直し、検討はすることもあります。ただ、基本的には短時間であれば、通常保育はできるのだらうということもあります。そういったことを踏まえたり、あるいはその指数表等も踏まえた中で慎重に検討していきたいというふうに考えております。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 そういう64時間の問題ですけども、今ほど子ども・子育て会議のほうの説明もいただいたわけですけども、そうすると市長の先ほどの9番議員に対する答弁とちょっと矛盾するのですよね、市長の考えと。市長はできればみんな入れたい、ただ、上位法があるからそれはできないということを言われています。でしたら、一番最低基準にして、できるだけ多くの人を受け入れますよと、それが子育ての施策の基本になってくのではないかなと思えます。オーバーしたときのために、この9条があるわけです。9条で利用調整するものとす

ると、そこにあるわけですので、なるべく多くの方、多くの子どもを受け入れる体制をつくって、それで条件を見てオーバーしたときは9条を使えばいいと思うので。どうもちょっと市長の答弁と説明と矛盾している気がするのですが、いかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 全く矛盾していることではございませんで、私は前段としてこういう法律とかそういうことの規定なしに、もう保育園は全部受け入れますということができればそれが一番いいですと、そう言っています。そして今64時間、あるいは48時間という問題が出ていますけれども、例えば64時間下回っていて、だけれども(6)があるでしょう。7条の6。6、7、8、9とありますね。例えば起業準備中または求職中——求職中というのはパートをしているから求職中ではないなどということはありませんよ。パートもしながら職も探しているとか、いろいろの条件が出てくるわけです。皆さん方が、我々が行政的に64時間、はい、だめ、いい、などという判断を全てするというのではなくて、さっきから言っていますように、子ども・子育て会議の中でもそういうこともきちんと調整をしながら、なるべく大勢の子どもたちを受け入れたいと。

ただ、施設があります。施設の基準算定、何平方とかそういうことを大幅に、125%までいいとかありますけれども、それをどんどんと超えて、さあ、どうぞ皆さん来てくださいというわけにはいかないの、そういうことであります。それから、今64時間で、市内にそういう人たちがほぼ該当する人はいない。該当する人が出てきたら、それはそれなりにまたいろいろの緩和条項とかそういうことがあるわけで、極力大勢は受け入れたいと。だけれども、さっきから言っていますように、施設があって保育士の数があるわけですね。だから、無制限に今、受け入れられる状態ではありません。これを言っているわけで、全く矛盾していることではないわけでありませう。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 わかります。ただ、市内全域を見ると、全部が100%になっているわけではなくて、それでおおかつ少子化対策として子育て支援というのを最前面に出しているわけです。そうであればこそ、48時間なり国で上位法がある以上は、国で定める最低限のものでオールウェルカムにしていくべきではないでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 ですので、我々の体制が、全部そこまで整っている状況ではないということは申し上げたとおりです。利用調整、さっき議員おっしゃった9条で、例えばここはいっぱいだけれども、ここは空いている、そういう利用調整はできるわけですから。それもだめだということになると、これはもうなかなか簡単にいかないわけですが。これは利用調整はどうしても出てきます。例えばこれが64時間であっても、48時間になれば利用調整はなおさら出てくると思います。そして、人気のあると言ってはあれですけれども、子どもたちがいっぱいいる地域の保育園は、その地域の子どもたちがそこに入れたい。では近くに空いているところがありますからどうですか、これは利用調整になりますね。ご理解いただけますか。

それで、その64時間、64時間ということをお皆さんは方非常にこだわりますけれども、そういう本当の実態をきちんと把握してやるために、この6、7、8、9が新たに追加されているわけですから、我々も相当の部分をこの中で調整をしながらやっていくということでもあります。

ですので、それはご理解いただかないと、受け入れができないようなことを我々がぼんやりやってもどうしようもありませんから。今だって急にこういうふうに変わっていくわけですから、施設も、そして保育士の数も当然全部受け入れますよなんて、足りるはずがないの、今、ゼロ歳から。足りるはずがないのです。そういう混乱はやはり招かれませんので、そういうことでやっていきますと。ご理解いただけませんか。いただけませんかと言ってもあれですけども。まあ、そういうことで、地域の皆さん方が、これをやることによって親御さんが厳しくなって、とてもまた入れないなどということにはならないし、するつもりもありません。

○議 長 押し問答にならないようにお願いします。8番・山田 勝君。

○山田 勝君 今の、現状ということで了解しました。ただ、子育て支援を最前面に出すのであれば、これからやっていきますという、その姿勢がぜひ必要だと思うのですが、いかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 これもさっきから申し上げているとおりでありまして、体制さえ整えば、我々は本当に法さえ許せば全部入れたいくらいですから。そういう方向を模索していくということでもあります。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 ちょっと何点か細かいことも聞きますけれども。ホームページにこれから載せるというふうな話ですけども、ホームページには125%増しで人数のほうを書いていくのか、定員で書いていくのか、ちょっとどちらなのか聞いてみたい。

あとそれと、実際こういうことがあったのですけれども、そちらのほうも知っていると思うのですけれども、申込みを同じ園に兄弟でしたけれども、そうしたらちょっと人数が多いので、片方の子どもは違うところに行ってくれと言われたわけです。それで、まあ、定員を超えていればしょうがないということで入ったのですけれども、例えば運動会とかは重なるわけですよ。運動会とかが重なったときに、こっちのほうの運動会に出てやりたいから、片方の子どもを面倒が見れないから保育園にその日、B保育園のほうも運動会だけでも見てくれないかと言ったら、いやそれはだめなのです、というふうに言われたということがあるわけです。親からしてみれば、やはり両方の運動会に出てやりたいというのもあるし、あと例えば片方の運動会を、子どもを休ませてただ見学させるだけというのもつらい。そのとき市のほうからは1回はだめだと言われたのですけれども、市のほうが解決してくれたわけです。そういう子は入れてやらなければいけないというのがあって助かった、という思いがあるのですけれども、最初からできればウェルカムにしておいてくれると——ひょっとしたら過去に断っていた方がいるかもしれないわけです。そういう点の姿勢についてこれからどういうふうにしていくのか、聞いてい



きたい点があります。

あとそれと、定員が減るといろいろありますけれども、私の中でもちょっと、ああこれってどうだったのかなという思いがあるのが、大和の認定浦佐こども園があります。あそこはこれからまた学童保育のルームが増えるわけです。これからプラチナタウンとか、あとは基幹病院とかできる中で、どのくらい人口が増えて子どもたちが増えていくと予想をしているのかというのを、私は聞いてみたいのですが。

例えば20人、その枠だけで考えていくのかというのも、それは重要かもしれないですけども、将来を見込んで計画を立てるのも重要です。例えば学童保育がこれから出てくるわけですが、学童保育も予算がこれだけ取れたからこれだけの枠でやるというのだと、私は違うだろうという思いがあるわけです。それと同じように、まだ走り出しだからわからない点もありますけれども、でも二重投資をなかなかするわけにもいかないわけですし、将来を見込んでちゃんと、今の段階で大和地域がこれから不足していく可能性があるわけですが、どういうふうに見ているのかお聞かせいただければと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目のホームページの定員の表示ですけども、現在も表示はとていいますか、掲載はしていますが、その定員につきましてはあくまでもこちらが定めた表示、定員数になります。ですので、125をかけた数字ではないということです。

それから2番目の定員オーバーしたときのお子さんの割り振りみたいな、その影響ですけども、本来ならば兄弟は同じところに行って、保護者の方も運動会等は同時に参加するべきだというふうに思っています。実際には定員がオーバーして兄弟を別々のところに行っていたかどうかということをお願いしたケースもありますが、その辺につきましては、またできるだけ同じところに行っていて、もしそういった事情が発生した場合につきましては、できるだけ対応をしたいというふうに考えています。

それから、浦佐認定こども園の関係ですけども、正直のところこれほどそこに集中するとは思っていませんでしたので、当初の見込み誤りというのは確かにあるかと思います。今後具体的な、一番増える要素のある浦佐認定こども園ですので、ただこの学童を外に出すだけでは恐らく対応しきれない部分が出てくると思います。その辺につきましてはしっかり予測を立てながら、具体的な数字は今では申し上げられませんが、対応していきたいというふうに思っています。恐らく増築等も必要になってくると思いますし、ほかの園でもそういった部分が必要になってくると思いますので、将来的な見通しは十分立てていきたいというふうに考えています。以上です。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 では、1点目、2点目はわかりました。ただ、3点目については、やはり全員——今のところ一番、基幹病院とか病院再編は、市の最大の1つの方策でもあるわけです。その方向を向いている中で、これから数字を出していくというのは、ちょっと市としての統一的な方向を向いていないようにも見えるわけです。そういうことがないように、やはり早めに

数字を出して対応を考えていくべきではないでしょうか。

例えばよく東京であるのが、保育園がないからこの市には住めないとか、区には住めないとか、そういうことで逃げ出していく人もいるわけですし、保育園だけではなくて、学童保育に関してもそういう視点を持っていただければと思います。子ども関係全般に対してお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 浦佐の認定こども園の件については、先ほど部長が申し上げたとおりであります。今、基幹病院の関係が数がはっきりわかったということではありませんけれども、基幹病院の中の院内保育だけではとても足りない。院内保育は10人程度であります。そういうことの中で受け入れ体制をきちんとやっておかないと看護師さんも来ていただけない、こういうことでありまして、これは我々が今の浦佐の認定保育園をつくるときに大きく生じていた問題です。ただ、基幹病院が来ますと、これはわかりました。その後あそこに看護師さんの寮を建てるとか、いろいろのことが出てきて、当然ではそれをやらなければならない。それで対応しているわけです。

人口の予測、これはなかなか難しく、やってみただけでも全然だめだったということも考えなければならない。ですから、ゼロからという数は全部見えます。これからではどのくらい増えるのだと言われても、これはなかなか難しい。それを事前に相当前から手を打っておくということは非常に難しいことはあります。ですから、現状を見ながら、プラチナタウンも、メディカルタウンも含めて若干の将来予測はしなければなりません。しかし、これもまだ100%こうだという部分が見えているわけではありませんので、なかなかそれに対応して今の保育園を増やしていけなんて言っても、これは簡単なことではありません。まあ、対応が若干後手に回る部分もなきにしもあらずと、このことは議員の皆さんからもご理解いただかないと悪いと思います。

例えば今、藪神でも統合しました。してみたら今度はどんどんと増えて、あれは別に子どもの数はそのときはちゃんと予測してやっていたわけですね。ところがそうではなくなって、今は7人とか10人とかオーバーで大変だと。こういう現象というのはなかなか我々が読み切って、この施設をでは、この程度まで増えるだろうからつくっておけ。そしてそれに対応した保育士も採用しておけということには至らない。極力読みますけれども、このことだけはそれはひとつご理解いただきますように、今からお願いをしておきます。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 市長の答弁に納得できるところもあります。ありますけれども、今まで余り推計していなかったのではないのかなというふうにも取れるわけです。ゼロからやるのは非常に大変だと思います。どのくらい来るかなどわからないですし、私など本当に浦佐認定保育園のあの形、丸っこいドーナツなどすごくいい建物で、そのかわり予算もいっぱいかかりましたけれども、でも、本当にいまの結果です。今の結果としてあるのは、拡張しにくいということとかあるわけです。市のほうもいっぱい広げるような、でっかくつくり過ぎると今度は広域水道

みたいにもなってしまいますし、非常に難しいのはわかっています。難しいのはわかっているけれども、例えば最小だったらここが、最大だったらここがというふうにしなごらいろいろ計算していくのは、私は重要だと思います。遅いよりも早いほうがいいですし、これからやるといふうなのがあるかもしれませんけれども、一生懸命なるべくいろいろなことを考えながら早めにつくるべきではないのかなという思いがあります。以上です。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今ほどのいろいろなやり取りの中で、今、市内の2歳以上の子が88.9%保育園に行っているわけです。3歳以上になるともう95.1%、4歳児にいたりましてはもう97.2%という市内の子どもが行っているわけです。来年度からこれが、4月1日からになるわけですが、今の市長の答弁を聞いていると、入りづらくはならないのだというような認識ですが、この方針にも出ていて、ここには96.6%と出ています。ということは、2月現在の今の数字よりも上がるのだろうというような見通しで、行政の方は考えていると思っています。ということは、施行した年でも入りづらくはならない、というような認識でいいのかということが1点と。

市長にお聞きしたいのですけれども、保育園に行っていないお子さんがいるわけです。保育園に行っていますと、1か月当たり1人約10万円かかって、そのうち、うちの市ですと1万9,270円くらいが個人負担で行っているわけです。8万円くらい国と市でお金をかけて保育をしているわけですが、在宅で見ている方は保護者の方が見ているわけです。そういった8万円の部分、在宅で見ている方に手当的なものというか、そういうものは考えられないのか、お聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 この皆さん方もご存じだと思いますけれども、保育という部分の原点が、簡単に言いますと家でみることができないからということ、まずそこから始まっています。今でもその精神というのは全く変わっていないわけでありまして。理想としますと——これは理想ですよ。生まれてゼロ歳から保育園に預けるということではなくて、やはり親が本当に愛情を注いで、3歳くらいまでは育てると、これが理想です。ただ、その理想が今、現実にはできていなくなっているわけですね。ですから、こういう現象が出ている。それを解消するためにはもう本来は全部入れればいい。

入っていない方、これは条件が整わずに入っていないということは、ほとんどないような気がします。要は、自分の考え方の中で保育園に入れたい、やらないといひますかね。条件的にどうしても合わないし、生活が非常に困窮しているという方は、この子育てのためにですよ、いないと思いますので、その手当的な部分についてまだ考えたことはありません。お金を出せば、例えば8万円と言ひましたけれども、それを出せばみんな保育園に行かないかといひと、今はもうそうではなくて、その保育園に行かなければもう友達がいないわけです。そういう部分を本当に解消するのであれば、国のほうも、もう全部入れます。いちいち条件をつけないです。学校と同じですよ、行ってもらうと。そういうふうにするればいいのですけれども、そう

にはならない。非常にジレンマはあります。ジレンマはありますが、今まだこの保育園にやっていない方に対しての奨励金的な部分を、ということを考えてこともありませんので、何ともお答えしかねるわけですが、非常に難しいことだとは思っております。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目のご質問ですが、平成27年度も希望者には、いろいろとご無理を言ってあちこち移っていただいた方もいらっしゃいますが、施設としては足りているという状況です。次年度以降も私立の保育園の皆さんのご支援もいただいたり、市でも施設の整備を行う中で、そういった不自由、不便がないような形では取り組んでいきたいというふうに思っていますし、そうなるものと思っています。以上です。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 わかりました。これによってやはり入りづらくなったということは、一番よくないことだと思いますので、その点、中身をしっかり見てもらって、できるだけ入れていただきたいと思います。

市長の考えもわかりました。でも、この議論というのは大いにしなければいけないときになっているのではないか。うちでは保育園は入りたい方には、全体から言えば足りている形なのですけれども、足りていない場所では、そういった議論も今後なされると思いますし、これは国を巻き込んでの話だと思っています。家でみているということはやはり誰かしらが見ていて、働いていない部分もあるわけです。その議論はここではないにしろ、またそういう部分もご検討いただいて、いろいろまた取り組んでいかなければいけないものだと思います。以上終わります。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 定員、定数を掲載しないというのは、やはり私は理由がおぼつかない。そういう指導なのかどうか、ひとつお聞きします。それから定数を下げるとかそういう移動はいいのですが、上限が決まっていると、それを増やすことというのはなかなかできないと思うのですね。そうすると、そうでなくてもいまいろいろな要望があって、あるいは要するに臨時さんを使ったりというようなことで、職員がものすごく増えていると思うのです。そういった中で例えば120人定員のところを、昔ながらずっと——例えば大崎の話をしみますと、120人定員というのはずっと過去からなのです。ところが、あそこで職員の数というのはべらぼうに増えているのではないかという感じがします。特に未満児もやっていただいているということでおおさらですが。そうすると、施設の充足というのはできていないのではないかという気がするのです。そういう点でいろいろ通園の支障が出たりしているわけでありますので、やはりそういう点、充足しているのかどうかということをお聞きしたいと思います。駐車場等の関係です。

それから、通園区と申しますか、要するに小学校では学区です。それにある程度こだわった形で、通園・通所のサービスがあったりという形になっているわけでありますので、かなりそれにこだわった整備というのは、きちんとしていかなければならないのではないかというふうに思います。例えば藪神の問題、私が言うところではないかも知れませんが、その調

整をするわけですね。調整をしてどこどこへ行ってもらえないかと、こうなるわけです。そうすると、自分で送迎をしなければならないわけです。そういう点からしてみても不合理が発生しますし、現にそのときに担当の話は、「来年も来ますか」と、こういう話をしたと聞きますが、非常に何か対処的な方法だなというふうに思います。

やはり予測というのは、もう少しゆとりを持った形で、3年先を見越すくらいなことは多分できるわけでありますので、そうすると増床ということが必要なのかどうか。定員増、正式な規模拡大をしていかなければならないかどうかということが、見込めると思うのです。特に蕨神の場合は統合していますから、範囲、エリアが広がっています。そういう点、どういうふうな予測の仕方をしているのか。

それは今ほどありました浦佐の問題も当然言えます。浦佐の問題でいけば、増床という形は、多分無理だろうから、私はもう1か所検討をすべき時期だというふうに思っています。そして、それはできれば当時の指定管理する段階での議論でありましたが、公立と私運営のそこですよ。民営と公営の選択肢がある、という言い方を当時されたのですが、それを見越した整備計画を立てられるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 最初のご質問ですが、定数に関して、表示に関して特に指導をいただいているわけではありません。それで、大崎保育園の話が出ましたが、確かに定数120で、例年それを上回る児童から入園していただいています。駐車場も含めて施設が十分とは言えませんので、これは最重要課題と申しますか、保育園整備の重要課題の中に入れて、財政との相談にもなりますけれども、施設の整備については十分検討していただいていますので、早急に対応したいというふうに思っています。

それから、通園範囲ですけれども、原則としてやはり学校であれば学区ですけれども、園の範囲というのがありますので、近くから通えるということが原則ですが、今はやはり保護者の方が通勤途上に一番便利なところで預けるという例も出ていますので、なかなか区域内のお子さんの数で把握できない部分があります。

担当課でも保育園の整備事業計画をつくるに当たっては、かなり先までの保育をするであろう児童の数を予測して計画を立てております。それによって将来の整備、どこの保育園がどういう形でというのは、恐らく——恐らくと申しますか、計画は立てているのですけれども、いろいろな保育園を希望する保護者の考えもありまして、ただ地域内の児童という以外にもいろいろな要素がありますので、読み切れないところは多分出てきます。そういったものも含めて、なかなか含められないところもありますけれども、できるだけ皆さんが入園できるようなどころでは考えております。

浦佐に関しましては、まだどういう形で上昇するか、増設するかということには考えておりませんが、将来的には先ほどの質問にもありましたように、将来の予測も含めてそういう手法については考えていく必要があるだろうというふうに思っています。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 施設が不十分だということは、やはり拡充があつて、そしてまた希望に応じていかれるという形が必要かというふうに思います。

通園区についてですが、やはり予測というのは大変だと言いながら、私は南保育園——藪神保育園のことですが、当時は南保育園と言っていたのです——北保育園と南保育園は将来的に統合するだろうと、しなければならぬということは、当時つくる段階から言われていました。そして、予測も立ててしまいました。そして園地についてもけいグラウンド、要するにグラウンドがないということで、隣の、区の行政区のグラウンド、ゲートボール場ですか、それを利用させてもらおうというような計画だったのです。

そして、いよいよのときには、旧、要するに隣に保育園があつたわけではありますが、藪神南保育園とあつたわけです。それを利用できるように、あるいは行政区と交換してでも、というような話まで出ていたものであります。それが財政難のためか売り払われています。私は、まだ利用していないようでありますので、こういうのを買い戻すということも絡めた拡充の方法も1つの方法かなというふうに考えます。過去の話と言われればそれまでですが、やはり見通しの面からひとつ指摘をしておきたいなというふうに思います。

そして、定員がいっぱいなもので兄弟が別々などというのは、これはもつてのほかでありますので、やはりそういったぎりぎりの予測をしている弊害がここだと思えます。それは極力なくする方向だということでもありますので、了解をしました。

浦佐についてはひとつ検討を早急にすべきというふうに考えます。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 どの施設も含めて、さっきから部長も話しておりますように、定員が非常にオーバーをして施設面が不備だとか、それは出てきます。今までところと変わるわけですから。ですので、それはなるべく早く対応していくということです。

藪神の北と南の件で財政難で売り払ったなどという理由ではございませんで、あれは所有者なんですね。敷地の所有者がいたのです。おわかりでしょう。そういうこともあいまってそういうことになったということで、別に財政難だからさっさと売り払ってしまえ、などという理由ではないということだけのご理解をいただきたいと思っております。やはり、こういう時代になりまして、相当考え方が、進んだというかどうかはちょっとわかりませんが、そういう時代でありますので、当然我々も予測もしながら時代に合った形をきちんと模索していく、あるいは検討していく、実施していくということですので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 ここで皆さんにお願いいたしますが、同僚議員が質問した内容とか、それから回答したものに対して、新たにまたそこで自分で説明をしていくとか——ここはあくまでも質疑ですので、大勢の皆さんから意見をいただくということと、やはり円滑な議会運営に協力をお願いしたいと思います。やはり、簡潔にということと、再度お願いいたします。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 では、簡潔に言いますが、藪神南保育園は統合時に増床していますね。そし

て、その前にはプールをつくったのです。プールは計画されていなかったもので。そのプールをどこにつくったかという、グラウンドにつくったのです。ですから、敷地を売らないで、できれば買い求めていかなければならないという、そういった状況だったということがありますので、やはり見通しかなというふうに思います。所見を伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 所見を伺うと言われても、結果としてこうなっているわけですから、それはそれとして。全く我々も将来予測もせずにやったとかそういうことではなくて、地元の皆さんも含めて、相談に相談を重ねて統合して、そして足らざる部分はつけ足してやってきたということでもあります。ここで誤ったのだという見解を述べれば、それで気が済むのかもわかりませんけれども、そういうことではないわけです。そういうことではない。ですので、それはお互い大人になってご理解賜りたいと思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 子ども・子育て会議、これに関連してであります。パブリックコメントで意見をいただいて、平成27年から平成31年の5年間についての計画ということが市民の皆様へ報告されたわけです。そのときについていた資料をもとにちょっとお伺いしてみたいのは、利用の見込み及び確保の方策というのが5年間にわたって出されているわけです。それを見ますと、平成27年度は若干施設が足りない、平成28年度以降については、施設の受け入れのほうに人数が多いと、こういうデータをもとに子ども・子育て会議ではどのような方策がよいかということが議論をされたわけですね。

ところが、これを見ますと、私立の保育園、新設だったり増設だったりという部分が、定員が増えている。公立にあっては、八幡保育園は平成28年度に15は減るという方向が出されている。そうすると、保育の質ということを考えてみたときに、私立がよいのか、あるいは市立がよいのかというような議論をずっとしてきた中で、子ども・子育て会議の中では、総量としては子どもの数が減ってくるから施設は縮小もいいたろう。しかしながら、その中でこの計画の中に民間をとにかくどんどんと広げていって、市立のほうは縮小していくのだというようなところが、知らないうちに決まってしまうのではないかという危惧を持っているわけなのです。

子ども・子育て会議に参加している方たちは、担当者であったり、専門家であったりするわけですから、本当に子どもに必要な保育の質は何かということで、こういう計画を立てていらっしゃると思いますけれども、どうもその辺が不透明な部分があるなという気がします。ですので、再度、やはり民間にどの程度を任せて公立にするのかということについては、きちんとした路線といいますか方針というものを、もう一度、市のほうが示して、その中で子ども・子育て会議の中で議論をしていただくという方向にしないと、ちょっと違った方向に行くのではないかなと思いますが、市長、お考えはいかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 子ども・子育て会議の中で交わされた議論については、私は特に承知してい

ませんので、後で答弁させます。市内の保育園につきましては、これはずっと申し上げておりますとおり、公立で維持すべきもの、やっていくべきもの、あるいは公設民営でやるべきもの、そして全く私立でやっていただいているもの、こういうふうに区別をしまして、今、考えてずっと皆さんに説明申し上げてきましたのは、これから塩沢保育園と中保育園、この問題が出てきまして、これはでき得れば公設民営でやっていきたい。あるいは私立でやれる部分があればやっていただきたい。

議員はよくこういう議論を交わされるのですけれども、今、私立の保育園で公立より何が劣るか。劣ることは全くございません。今、現に私立に行っていられる方々も、簡単に言うと、市立よりいいということをいっぱい聞きます。ですから、もう公立だからいい保育園、私立だからもうけを前面に出して粗相だと、そういう議論は全くもうしていただかないように、私はお願いしたいと思っています。

ですから、私は私立、そういう皆さん方が意欲があって、もっとどんどん進出したい——大歓迎であります。ただ、公立としてやっていかなければならないものは、ある意味どうしてもやはり定数が非常に少ない部分、これはなかなか経営という面になりますと難しいわけですので、そういうところはきちんと市立で守るべきものは守っていきますよと、そういう考え方ですのでよろしく願いいたします。

もう、方針としては塩沢の塩沢・中保育園、この問題をなるべく早く地元の皆さんとも協議をしながら決着をつけていきたいと、そういうことであります。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 今、市長のほうでかなり詳細に述べられましたので、私のほうでは前段の一番最初の、いわゆる施設の不足、平成 27 年度についての不足というご指摘ありました。先般の一般質問でも市長がお答えになっていますが、不足というのは、国の基準、いわゆる国が定めた表形式にのっとりまして、いわゆる 2 歳というのが両方またがるのですね。1 歳から 2 歳、それから 3 歳から 5 歳の中に分けられているのですが、実は保育園というのは 2 歳から保育室を使う状況になっております。それで、そのクリアといいますかならしますと、いわゆる不足という状況ではありません。市内の保育園全体で見た場合には、平成 27 年度、不足という事態は発生いたしません。

なおかつ、先ほど議員のほうからご質問ありました私立、あるいは八幡の公立保育園の整備とか、それも全部施設整備計画の中に上げておきまして、ことは、今回の補正でありましたけれども、野の百合保育園のもう整備が始まりますし、それから平成 27 年度になりましては、たんぼぼ保育園さん——まだ仮称ですが、このあたりが出てまいりますので、六日町地区についてはほぼこれでいいだろうと。

それから大和については、先ほど市長がいろいろお話ししましたので、私のほうからはお話しませんが、一応そういう形で整備を進めるような、子ども・子育て会議の中でもお話ししております。

当然、その会議の中でもいわゆる公立、私立の問題も出ます。出ますが、ただ、皆さんも大



きな心配とすれば、まず子どもたちがまず確実に入れるかどうかというような問題、あるいは保育料の問題等々出ますけれども、今のところはそういったその議員が危惧するような心配は、まだ大きな議論とはなっておりません。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今回の条例改正によって、各保育園の定数という部分を削除するという点については、ホームページから引き出してきて、この5年間の利用の見込みと確保方策というのを見れば、これはいたし方ないことであろうと思っております。それはまた、親御さんがどこを選んでいただけるのかという部分についても、やはり定員をはるかに上回ったり、下回ったりする施設が当然出てくる、これは当然であります。もう1つは、やはり耐震補強をしたと言っても、老朽化したこの施設の方針であります、これも含めた中でどういう方向でやっていくのかということ、やはりきちんとこの子ども・子育て会議の中で議論をしていっていただきたいと思っております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 内孫がないもので、ちょっと焦点がそれるかもしれませんが、直感的に例えばこうして定数を取り払った場合は、応募が非常に集中するところと、そうでないところが出てくると思っております。例えば今の市長の答弁にもありました、六日町市街地であれば1か所市営が残っているわけでありましてけれども、例えば、ある私のほうで運営しているところに通年的に応募が行ったような場合、こういう残っている市営の部分も公設民営なりそういう方向に移していく、私は1つのまた指標になると思っております。そういうような長期展望も見たほうがいいのではないかなと思っておりますが、その辺の考えはあるのかどうか。

○議 長 市長。

○市 長 今のところ、市立として運営していくべき保育園というのは、大体おわかりのとおりです。今、旧六日町の中では八幡ですか、これを今議員がおっしゃったように、将来的に例えば公設民営的にやるのか、あるいは私立保育園に全部売却してお任せするのか。これは現に上越地方であったわけですのでね。そういうことを今のところは考えておりませんが、やはりこの子どもさんの数の動向とか、あるいは親御さんの意向とかということが徐々に変わってきている部分もありますので、絶対それがないとは申し上げられませんが、今のところはそこまではまだ想定していないということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 今ほどの議論にもありましたが、それぞれ得意の分野もあるわけですので、特にゼロ歳児からという動向が進行してくるとなると、その辺のこともある程度含みながらの市のほうの運営にしていきたいと、そのように思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第 29 号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 29 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 2、第 30 号議案 南魚沼市放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長 失礼しました。それでは第 30 号議案 南魚沼市放課後児童クラブ条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この条例改正の趣旨は、本年 4 月 1 日に施行されます改正児童福祉法第 6 条の 3、第 2 項の規定によりまして、放課後児童クラブの利用対象者の範囲を拡大し、保護者の要件を規定すべく改正を行うものです。

それでは改正の内容につきましてご説明申し上げます。議案の 3 ページ、新旧対照表をご覧ください。改正する内容は第 7 条、1 条のみです。現行ではおおむね 10 歳未満の小学校就学児童となっておりますけれども、先日の第 26 号議案の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定のところでご説明しましたように、小学校の児童とすることで拡大し、あわせて保護者の要件を「労働等により昼間家庭にいないこと」に改めるものです。

なお、この労働等により昼間家庭にいない児童ということでもありますけれども、これにつきまして、これも法の基準に合わせて表現をしたものでありまして、その選定に当たりましては、いろいろ家庭の事情等も鑑みまして決定するというにしたいものであります。改正内容は以上です。

議案の 1 ページに戻っていただきまして、附則に記載のとおり、本条例の施行期日を平成 27 年 4 月 1 日としたいものであります。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 この条例改正に当たって、要はもう 2 学年分上を見ることができるところだと思っております。その 2 学年分の要は数が増えるという部分と、受け入れるための建物のボリューム、そのバランスは今現在よりもよくなるのか——よくなるということはないと思っておりますけれども、悪くならないかというところだけお聞かせください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 この点につきましても、再三議員の皆さんからご質問いただきまして、対象が増えることによりまして希望者が増えるということになりますと、現行の施設で十分かど

うかというご心配をされるという向きはあります。これも以前に申し上げましたけれども、今のところ拡大することによって、ほとんど希望者が増えていないということです。ただ、将来、制度が周知されることによりまして、増えることは当然あり得るというふうに考えております。

現行でも学童クラブの施設につきましては、不十分なところもありますし、増築の必要性があります。先日も申し上げましたけれども、現行でも7つの施設が基準に満たないというところがありますので、その部分についての施設整備は早急に行いたいと思っておりますし、これにつきましても拡大されることによりまして増えるであろうという予測に基づきまして、順次施設の整備を行っていききたいというふうに思っております。今のところはそういう状況です。以上です。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 施設の基準的なものは今、質問をしていただいたので、それはわかりましたけれども、もう1点だけ。条文のところにありますし、あえてそこを取り上げて説明もしていただきましたけれども、「労働等により昼間家庭にいない児童」この部分については法の基準に沿ってやったと。ただ、実際には家庭の事情に合わせながらその対応をしていきたいということなのです。けれども、どうもずっとこの上位法といいますか、子ども・子育ての関連法を見ますと、やはり都会向けの待機児童解消向けにつくられているということで、私どものところにちょっとなかなか合わない実情を非常に私は感じるのです。それをそのままこの条例の中にもってくると、私の感覚としては非常に無理が出てくるところもあるのです。

特にこの場合の昼間家庭にいない児童というところで説明がありましたけれども、今のそれこそ就業状況からして、こういうふうに条例できちとうたってしまうと——本当は国はこういうふううたって厳格にして、そしてその範囲を広げて待機児童をなくそうというのが趣旨なのでしょうから、こうしなければならぬのです。けれども、こういうふうに条例できちんとしてしまうと、今、部長がおっしゃったように、これは法の基準によってつくったのだけれども、実際は家庭の事情によって、何とかしますよ、みたいな、そんなことが条例にこういうふうにあえてうたえば通るのかというところ。そういうのであれば、この改正前のようにちょっとぼやんとしますけれども、保育することができない家庭みたいにしておいたほうが、よほど実情に合うし、そういうことであれば解釈も広げられるというところですけども。そのところをもう1回お願いいたします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ご指摘はもつともだと思います。ただ、実際のところ昼間家庭にいないということで区切ってしまいますと、例えば病気で自宅療養されている方、あとは家内商売されている方というのが該当しないのかということになりますと、決してそういうことでありません。それらにつきましても取り入れていくというようなことでは考えておりますが、ぼやんとしない部分につきましては、その後段の「その他市長が必要と認めた児童とする」ということで含んで考えていききたいというふうに思っています。以上です。

○佐藤 剛君 終わります。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 私はどうしてもここで確認しておかなければいけない心配なことが1点あるのですけれども、先ほど来の、学童保育の範囲の拡大によって施設の改善、7施設ということは前にも聞いていますから、この点は触れないにしたいのですけれども、私が一番心配しているのは、やはり人材の確保なのです。今現在もなかなか集まらない実態を見たときに、果たして拡大になったときにその時間帯、処遇の部分で集まるかどうか。私は支援員の拡充という部分、これを一番心配しているのです。何か策というか、そういう部分を考えていただけるかどうか、ちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 今のご指摘はもっともでございます。いわゆるNPOスマイルネットにも委託しているわけでございますけれども、基本的な責任は全部市にございますので、一体となって人材確保に努めております。

それで、今回も、実は平成27年度以降でございますけれども、向こうのほうといろいろ協議をしまして、時間は当然短いわけなのです。長くても大体6時間ということなのですが、大体5時間とかしております、その件については向こうの事務局のほうと調整をしまして、より皆さんから来ていただけるような形で、時間の延長もちょっと考えております。なおかつ5年以上例えば勤められた方については月額手当等についても、向こうのほうと今調整をしております。

ただ、問題は、いわゆることしも4人ほど辞められた方がおまして、昨年もそうだったのですが、その辞められた理由というのが全部賃金ではないのです。当然、家庭の事情とか、あるいはご自分で別のところで働きたくなったということもあります。ただ、いかんせん大きな問題としては、やはりその賃金の、いわゆる当然時間が短いのでそのあたりが生活給ということになりますと、やはり大変だということがございますので、そのあたりを踏まえながら詳細について今詰めているところでございます。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 課長から心強い決意というか、そういう話を聞かせていただきましたので、本当にまずは安心したのですけれども。今までもNPO法人でしょうか、真面目ですので、例えば予算内で余った場合は返金しているわけです。そのくらいきちんとした中で、該当にならないのはきちんと返金している。そういう部分を見たときに、やはりこれからある程度人材確保というものを大事にしていかなければいけないので、今の言葉を信じていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 施設の拡充ということが説明にありましたけれども、やはり学校施設の利用というものをきちんとしていくべきというふうに私は思っているのです。その中で整備という補助事業の中で、やはり新設、またその増床という形で、要するに独立した部分しかそういった形がないのかどうか。やはりちょっと偏っているのかなという感じがします。

提案するほう側がそういう形なのか、その辺もっとやはり学校教育現場と詰める必要があるというふうに私は思っているのです。片や少子化、片や需要が増えているというこのバランスがいかげなものかなというふうに私は思うのです。例えば学校サイドとしても、では小学校生徒が増えたらどうするのだとこういう話になれば、対応は多分すると思うのです。その辺の実情をひとつお聞きしたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 学童の中にも学校の側から理解をしていただいて、学校の施設を利用しているところもあります。本来ならば学校施設を使いたいところでも、なかなか学校側の理解が得られなくて利用できないというところもあります。これは市長が一般質問のところでも申し上げましたように、学校側と粘り強く交渉をしたいというふうに思っています。

本来は小学校の児童ですので、学校で見ていただく、学校の施設を利用するのが一番だと思います。できるだけそういう形で行いたいというふうに思っています。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第 30 号議案 南魚沼市放課後児童クラブ条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 30 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 3、第 31 号議案 南魚沼市老人福祉センター条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 31 号議案 南魚沼市老人福祉センター条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この条例は大和及び塩沢の老人福祉センターの設置に関する条例ですが、このたび福祉センターの利用者の範囲等に関する規定を、ふれあい支援センター及び福祉センター、この 2 つの条例との整合性を図るために表現を統一すること、及び塩沢老人福祉センターの陶芸窯を更新しましたが、これを機に利用料金を設置するための改正を行いたいものです。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。議案の 3 ページ、新旧対照表をご覧ください。初めは第 8 条の利用者の範囲の改正です。これで利用できるものを「南魚沼市に

住所を有する 60 歳以上の者」とすることを原則に、それ以外の方にも利用していただけることを含め、表現をふれあい支援センター等の規定に合わせて改めるものです。

次の第 9 条は利用許可の手續についての規定であります。これも第 8 条と同様に、南魚沼市福祉センター条例との表現の統一のため、許可を受けた事項の変更にかかる許可を第 1 項前段の指定管理者の許可内容に含め、第 3 項の浴室の利用許可につきましては 1 項に包含することでその項を削除するものです、というような形に改めたいものです。

次に別表の改正ですが、この表の中の施設名を「区分」にかえます。これは 4 ページになりますけれども、表に新たな区分として最下段に「陶芸用窯」の利用料金を追加で設定します。塩沢老人福祉センターでは、高齢者を中心に大勢の方から施設を利用していただいているところですが、このたび生きがいルームに設置してあります陶芸窯が、老朽化したことから更新を行います。この陶芸用の窯は公民館事業や実施事業による高齢者の陶芸教室として、年 48 回程度利用していただいております。更新により、さらに利用回数も増えるものと思われま。現在、ふれあい支援センターに設置している陶芸窯につきましても利用料金をいただいていることから、このたびの更新に合わせて塩沢センターでも利用者から応分の負担を求め、利用料金を徴することにしたいものです。

料金につきましては、ふれあい支援センター及び近隣市の施設の状況を参考に、あわせて使用電気料などによる 1 回当たりの経費をもとに受益者負担率により積算し、上の欄ですけれども、市内の方は 1 回につき 2,100 円とし、市外の方を 3,100 円としたいものです。なお、利用料金をいただくこと及び設定に当たりましては、利用者からも意見をお聞きし、了解を得ているところです。

改正内容は以上です。議案の 1 ページ最後になりますが、附則に記載のとおり、本条例の施行期日を平成 27 年 4 月 1 日としたいものであります。説明は以上です。よろしくご審議の上ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 点ちょっと確認だけさせていただきたいのですけれども。この新旧対照表の中にありますように、8 条関係ですけれども、福祉団体とかそういうのを整理しまして、「60 歳以上の者」というふうにしました。そして第 2 項で、それ「以外のもの」というふうなことでくくったような形になっているのです。私が心配するのは、こういう施設は社会福祉関係の団体が多く利用していると思うのですが、あえてこのところを削りましてここにくくったのですが、この 2 項の中に「前項に規定する者以外のもの」に利用させることができるという、「もの」というのが平仮名になっています、というところの意味です。というのは、これはその福祉団体とかそういうのもみんな含めての平仮名の「もの」ということでいいのかというところだけ確認したい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ご指摘のとおりです。

○佐藤 剛君 終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第 31 号議案 南魚沼市老人福祉センター条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 31 号議案は原案のとおり決定されました。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は 11 時 15 分といたします。

〔午前 10 時 57 分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午前 11 時 15 分〕

○議 長 日程第 4、第 32 号議案 南魚沼市養護老人ホーム条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 32 号議案 南魚沼市養護老人ホーム条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本条例改正は養護老人ホーム魚沼荘を平成 28 年度から指定管理者による管理に移行したいために必要な改正を行いたいものです。

魚沼荘は現在、市職員 3 名に臨時職員を加え、直営で管理を行っていますが、入所者の生活支援及び相談にかかる部分、業務を南魚沼市社会福祉協議会に委託しております。現在改築中の施設が平成 27 年度中に完了することを機に、新しい施設の中で効率的な運営を行っていただき、老人福祉法の趣旨を十分発揮できる施設として管理していただきたいと考えております。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。3 ページ、新旧対照表をご覧ください。初めに第 5 条です。魚沼荘の管理を「指定管理者」による管理とすることを規定し、第 6 条で指定管理者が行う業務を、ホームの運営に関するものと必要な業務として規定するためにこの 2 条を追加いたします。そのために現行の第 5 条を 2 条繰り下げるものです。なお、現行の附則に第 2 項としまして、指定管理者が管理できなくなった場合、当然のことながら市長が行うべき措置規定を追加しております。

改正の内容は以上です。議案の 1 ページに戻っていただきまして、附則の記載のとおり、本

条例の施行期日を平成 28 年 4 月 1 日としたいものであります。施行期日を 1 年先とするのは、この間に指定管理者への移行準備を行い、平成 28 年度から万全な形で運営を行うこととしたいためであります。

説明は以上です。よろしくご審議の上ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 委託の形態と申しますか、私はこれを素人で読むと一括委託。要するに一切維持管理から、市職がそこに介入するのかどうか、その辺をひとつお聞きします。

そしてもう 1 点が、その一番最後の「市長とする」という、要するに委託があいかなわな場合、要するに続けられない場合ということだと思えるのですけれども、市長とするということは、即、一括した場合、即そういったことを、市の職員、市長ができるのかどうかという、その辺。多分、ある団体に任せるといような話も聞いている中で、それを聞くのですが、そういったその管理体制はどういう形になるのかひとつお聞きします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 委託の形態につきましては、先ほど説明のとおり施設の管理及び入所者の対応等について一括して委託をいたします。ただ、現行の中でこの施設の設置者は市でありますし、これは老人福祉法に基づいていろいろな方の入所措置を行う必要がありますので、その入所措置に係る業務につきましては、現行のとおり市が行うような形になります。例えば入所判定、調整及び入所決定事務、これは福祉事務所が行うことになっております。それから、湯沢町及び他市町村に対する老人保護措置等の請求事務、それから入所者の扶助費の支弁等何項目かありますが、これは引き続き市が行いますが、業務としましては先ほど申し上げたとおり、施設の全般にわたる管理ということになります。

それから、2 点目のこの指定管理者が管理できなくなった場合、これはどの指定管理施設も同じことの考えですので、ただ、きょうだめになったからあすすぐということではなくて、ある程度の理由があってできなくなることがありますので、それにつきましては当然設置者である市が管理しなければならないわけですので、その職員、スタッフの対応も含めて検討していくということで考えております。以上です……（何事か叫ぶ者あり）指定管理に当たりましては市の職員は置く予定ではありません。以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 そうすると、ではそこに申込みをするのではなくて、申込みをするとか判定は市庁舎でやって、それで一切その現場になるとそこは要するに指定管理する人たちの施設となるというふうに——要するに市の体制というか、管理者とか、あるいは今で例えば公民館とかの話で中央公民館の関係で見れば、あそこに社会教育課というのがあるわけですがけれども、そういった何らかの形で見守られるとか、見取られる、そういった体制ではないということでしょうか。

○議 長 福祉保健部長

○福祉保健部長 議員のおっしゃるとおり、市の職員はそこにはおりませんので、施設の管



理、入所者の支援等につきましては、指定管理者が行うという形になります。冒頭にありました申込み等につきましては、当然希望者は施設に直接出向いて相談を受けるということもできますが、その状況は逐一市の現在は福祉課ですけれども、福祉課のほうに連絡がいった、福祉課で対応をするという形になります。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私が心配するのは、ある団体というのは多分、指定管理者制度に沿った指定という形になるのか。私はそれ自体がちょっと、そういったものにはなじまないのかなというような感じがしています。今、考えられている団体を指定すると、そういった形で行われるのか、競争原理が働くような形を取るのか、その辺をお聞きしたいのです。

なぜならば、もう指定管理させたい部分があるとしたならば、この1年間なり建設中から、ある程度公的な団体でありますので、きちんとした管理ができるように、施設建設に参画しているほうがいいのかというような感じがするのですけれども、そういった体制を取って今、建設をされているのかどうか、ひとつお聞きします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 指定管理者の指定につきましては、地方自治法及び市の条例にのっとり指定をしていきたいと思っておりますが、議員ご指摘のように、現在かなりの部分を法人に委託といいますか、部分的に委託をしておりますので、その辺のところの基本になるかと思うのですが、まだ、その選定方法については決まっておりません。ですので、今後早急にその方法については調整をして、早い時期に議員がご心配いただかないような形で管理が十分できるような形にしていきたいと思っております。

ただ、今回の建設につきましては、当然、今、委託しています社会福祉協議会の職員につきましては十分理解しておりますが、まだ指定管理者が決まっていない状況なので、それが十分引き継がれるかどうかというのはわかりませんが、早急に決めて引き継ぐべき準備をしたいというふうに思っています。以上です。

○岡村雅夫君 終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第32号議案 南魚沼市養護老人ホーム条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 32 号議案は、原案のとおり可決されました。

**○議 長** 日程第 5、第 33 号議案 南魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長。

**○福祉保健部長** それでは、第 33 号議案についてご説明申し上げます。本条例の制定につきましては、平成 25 年に公布されました地域の実勢及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律におきまして介護保険法の改正がなされ、従来、厚生労働省令等で定めることとしておりました居宅介護支援、居宅予防支援及び地域包括支援センターに関する基準につきまして、地方自治体の条例で定めることとされました。このうち介護予防支援及び地域包括支援センターに関する基準をこの条例で定めることとされましたので、今回ご提案申し上げるものです。

なお、次の第 34 号議案につきましても同様に市の条例で定めることとされたことにより制定するものです。申し添えます。

本条例につきましては介護保険法の規定に基づきまして、指定介護事業者の指定にかかる申請者の要件、事業を行うための人員、あわせて運営方法や効率的な支援の方法等に関する基準を定めております。ここで言います指定介護予防支援等とは、居宅の要支援 1 及び 2 の認定者が、介護予防サービスを適切に利用できるよう介護予防サービス計画との調整や事業所などと連携を行って支援することでありませう。

介護予防サービス計画の作成は、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者として行い、具体的には職員として定められた保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士らが携わります。また指定介護予防支援事業者は主に市の包括支援センターとなりますが、福祉法人等に支援業務を委託することもできることとされております。

それでは、条例案の中身ですが、議案に沿って説明させていただきます。第 1 条は趣旨、第 2 条は基本方針です。めくっていただきまして第 3 条、申請者の要件といたしまして、法人であることとされております。それから第 4 条及び第 5 条では、従業員の人数を 1 名以上の保健師と主任ケアマネ及び社会福祉士を置き、事業所ごとに常勤の管理者を置くこととしております。

3 ページからの第 6 条から第 30 条までは、第 3 章として運営に関する基準を定めております。3 ページの第 6 条では、サービス利用者に対する説明を十分に行うこと、それからめくっていただきまして 4 ページの第 10 条では、被保険者の要支援認定につきましては、必要な協力をを行うことを定めています。とんで恐縮ですが、5 ページの第 14 条からは、介護予防支援業務の委託について定め、委託する場合は地域包括センター運営協議会の議を経て行うこととなっております。

めくっていただいて 6 ページの第 17 条からは、事業の運営に関し、遵守すべき事項や責務、

体制整備それから記録の整備、苦情処理の方法や事故発生時の対応方法について定めてあります。

とんで恐縮です。10 ページ。第 31 条から第 33 条にかけては第 4 章としまして、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、それから第 32 条では 1 号から 26 号にわたりまして支援の具体的な取扱い方針を、それから 15 ページ第 33 条でその介護予防支援の提供に当たっての留意点等を規定しております。

第 5 章、これが第 34 条ですが、基準該当介護予防支援——いわゆる一部の基準を満たさない事業者が行う支援についての準用規定です。

極めて雑駁な説明で恐縮ですが、条例の主な内容は以上です。16 ページ附則に記載のとおり施行期日を平成 27 年 4 月 1 日からとしたいものであります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 点だけ、これも確認ということになると思うのですが、ちょっと確認をしたいのですが。条例も大変長い条例でして、理解するのちょっと難しいところもあるのですが、要するに今、主にその基準とか、そういう運営の基準とかそういうところなのでいいと思うのです。けれども、ただ、これがもうこの 4 月から六日町の全域でスタートするのであれば非常にわかりやすいのですが、多分、この基準に従って六日町地区で 1 つ出てきて、そういうところになるのですかね、そこら辺をちょっと。それで、介護要支援 1、2 の対応がこの基準に沿って 1 つ事業所が出てきて始まるのか、そこからもうわからない。そこをまず確認したいのですが。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 この条例の趣旨は、地域包括支援センターが、指定介護予防支援等の事業を行うためにサービス計画をつくり、それを事業者との連携、連絡、調整してこのサービス計画が効果的に実施されるようにするための条例でありますので、現行でも地域包括支援センターは設置されておりますし、この基準に沿って行われております。ですのでもちろん、従来どおりのやり方を、正式に市の条例として定めることがこの条例の趣旨でありますので、平成 27 年度から第 3 期で行われる総合支援事業ですかそういったものの、もちろんサービスの内容というのは実施するサービスの内容に沿って行うのですけれども、それは前段のサービス計画をつくるための地域包括支援センターの組織の基準、それからつくられたサービスがいかにかその事業として効率あるものにできるかという前段の基準ですので、この中に行うべき事業の内容が入っているということではございません。以上です。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 はい、わかりました。ではその前段の部分ということで、実際動き出す部分よりもっと前の段階だということなのです。けれども、実際この 4 月から、そういうことで要支援 1、2 の介護法の改正の部分が始まるわけです。私が心配しているのは、例えば 4 ページ

にありますように、第8条でサービス提供困難時の対応みたいなどころが出ています。そういうところを例えば六日町地区だけで部分的にスタートする中で、その前段とはいえ、こういうときにある新しい制度の中で動き出す中で、こういう部分が支障が出てくる、困難時のほかのところをお願いするのがなくなるみたいな、そういうのは全然関係ないということなのでしょうか。そういう事態、例えば六日町地区を、ある業者をお願いをして、そこが対応できなくなった。要支援1、2のその改正の部分が対応できなくなったときに、この8条によって、どこかでしなければならないのだけれども、だけれども市全体的にはそういう体制が整っていない中では、受け手を探すことがちょっと困難になるかなと思うのですけれども、そういう部分はこの条例の中では関係ないということなののでしょうか。ちょっとここら辺が気になるのですけれども。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ただいまのご質問につきましては、当然この4月からの要支援1、2の試行的な部分の事業も当然含まれますけれども、今までやってきた他の予防事業です。そういったことも当然1つの事業者をお願いするのだけれども、事情があってできない場合は、他の事業者を紹介するとか、その対応を包括支援センター等で行うということです。事業を始めるに当たっていろいろなことが想定されますが、もちろんそれも含めてこの中でやっていくということですので、うまくできるかどうかというのはやってみなければわからないということですから、それがいいような形で事業者に対しても指導し、また他の事業者についてもこういう事情であるので、何とかやっていただけないか、そういったことの指導も含めてやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○佐藤 剛君 終わります。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 5ページの第14条の1でしょうか。地域包括支援センター運営協議会に関連してお伺いしたいのですけれども、指定介護予防支援事業者、法人でありますけれども、この法人の代表がこの協議会の中でいろいろな委託先を決めていくということでありましようが、できればこういう運営協議会の中で、施設の中で実際に担当しているといいますか主任ケアマネがいるわけであります。法人の代表ではなくて、それにプラスして各施設の主任ケアマネをこういう運営協議会の中に入れて、そして、その委託先を決めていくのです。この方についてはこういうサービスの提供のほうがベターであるという意見が現場から声が上がってくるという形で、予防介護に努めていくべきではないかと思っておりますけれども、市で考えているこの運営協議会、メンバー自体は多分法人の代表だけではないかと思っておりますけれども、今後そこをどうするのかというところをちょっとお聞きをしたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 この支援センター運営協議会につきましては、現在も設置されております。おっしゃるように施設の代表の方が中に入っておりますし、医療、福祉さまざまな分野の方が入っております。利用者の代表の方も入っております。現場で働いている方も当然入っており

ますので、さまざまな角度から細かい部分、現場での意見等も含んで検討する協議会となっております。そのような形でさらに充実してきたいというふうに思っています。以上です。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 6 期については施設整備は行わないという方針でありますけれども、法人として新規に設立をされて、実はこういう形でデイサービスやショートステイを行いたいのだという事業、行いたいという事業者が当然来るわけです。そうすると、そういう方たちにアドバイザーではありませんけれども、オブザーバー、こういう協議会に一度おいでいただいて、市の実情を知っていただくという方向で、本当に介護予防に全力で努めるというような体制を取っていただきたい。終わります。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 点だけ初歩的なことを聞いてみたいのですが、15 ページの 33 条、(1) ですけれども、単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなくて、利用者の日常生活の自立のために取り組み総合的に支援するというふうに書いてあります。今までのその何ていいますか、こういう支援のあり方のレベルアップがあるのかどうか。その辺をひとつ聞かせてください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 今までもこれに基づいて事業をやってきました。この視点に基づいて事業をやってきたということは先ほど申し上げましたが、さまざまな取り組み、先ほど申し上げました運営協議会でいろいろな議論をされるわけなのですけれども、そういった現場の視点、それから利用者の視点によって、必要なサービスというのが出てきます。また、いろいろな要望を聞く中で、これがあつたほうが良いというようなご意見も当然いただくわけですので、同じ事業を継続するのではなくて、さらに効果的な事業をつくりながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 私も介護、やっとな年生なわけですが、ただでさえ今、マンパワーが不足しがちという中で、これ以上のレベルを図っていくための、その辺の人的な予定とか予算的な裏づけとか仕組みとかということが、当然今回の第 6 期になってくると思うのです。具体的なその目安といいますかね、大体の腹積もりというのは立ててあるのかどうか聞かせてください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 先ほど議員がおっしゃいました第 5 期で施設は整備が終わりまして、その事業者の中にもいろいろと今後の事業運営につきまして壁にぶち当たっているという、効率的な運営ができないという方もおりますし、その辺につきましては市の介護保険課のほうで、さまざまな指導をやっているところです。そういったところも含めまして、いろいろな予防事業を進めていくということは言うまでもありませんけれども、ただ事業所の数、それからマンパワーの数が不足しているということにつきましては、皆さんご承知のとおりだと思います。

それで、平成 26 年度に実は試行として、前期高齢者の方、定年退職して今後要支援、要介護

にならないために何かをしたいと、それからみずからもそういう問題意識を持って取り組んでいられる方というのをちょっと集めまして、介護の勉強会といいますか、体験で技術を養成するというような試みをやりました。今後そういった方たちの掘り起こしも含めまして、市民が隣近所も含めまして地域のそういった介護を進めていくというような組織もつくり、またそういう事業も進めていきたいと思えます。そうしなければ、なかなか介護事業というのは進まないと思えますので、その辺の視点を持って進めたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 これがいつも私が言うように、医療・介護総合法から要支援 1、2 を抜くというその法律からこういう形が出てきたのかなというふうに考えているのです。この条例を読んでみて、専門家でないものが読むものだからですが、介護保険法では今、要支援 1、2 は包含されていますよね。そうすると、これは新たに要支援 1、2 のための包括支援という、こういった部分の条例だというふうに思うのですが、そうすると介護保険法によって、今、市の介護事業がなされている。そうすると、除外という、要支援 1、2 を除外した形の提案もされなければならないのではないかなというふうな感じがしたのですが、その点をひとつお聞きします。

それから、どうも聞いていると、要は今、市が委託をしてホームヘルパーさん等ヘルプ事業があると思うのですけれども、そういったものとか、あるいは予防的な健康体操とかいろいろあるかと思うのです。そういったソフト的な部分と、それと今度は事業者が新たに指定されるというような、要するに今度は事業者を専任して指定していくという、市が直接的な部分はなくなっていくというふうに捉えていいのか。その辺をお聞きしてみたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 点目の第 6 期で要支援 1、2 が、訪問介護が除外されるということですが、先ほども申し上げましたけれども、これは要支援 1、2 を実施する包括支援センターに関する規定でありますので。ただ要支援 1、2 の部分で除外される部分につきましても当然市の介護保険の中で、介護保険会計を使うかどうかというのは別の話ですけれども、介護保険課として取り組んでいくわけです。また、事業者にお願いして介護保険を使わなくてもその部分、市の持ち出しでやる部分も当然出てきますけれども、これとは当然この中には包含されませんが、これは別に同じ考えで継続してやっていくということの内容になります。

それから、現在も、市の包括支援センター及びさまざまな介護事業所があるわけですが、その事業所の中でもサービス計画をつくっておりますし、それを実際に予防事業としてやっているわけなので、これが変わるのではなくて、今までやっていることを改めて、今まで厚生労働省の省令で決まっていたものを市の条例で規定し直すということですので、その部分については変わるところはありません。以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 要は、まあまあ確かに認定等の事業は多分今までどおり介護保険の分野でや

るものだというふうに思います。そうすると外さなくてもいいと、こういう話になるわけですが、それは了解しました。

しかし、こういった法律で分け隔てができないというのが、介護あるいは何て言いますか、高齢化による現象だと思うのですが、そういった中でやはり市民が、今現在もなかなかわかりづらいのですけれども、実際になってみて皆さん、どういう施設があって、あるいはどういうサービスがあってということを勉強するのですけれども、特に今回要支援1、2を外されるということで、こういったシステムになっていくのかというのは、なかなか見えないもので、やはり簡単な図示というような形できちんとかなるのだよという、あるいは心配いらぬのだよというようなこのイメージ図と申しますか、そういう図示をきちんとして戸惑いが無いような形をぜひやっていただきたい。

そして、どういう事業所がどういうサービスをやっている、あるいは市としてはこういう一貫したサービスをやりますよというあたりがないと、これを読んでもなかなか……

○議 長 岡村議員、質疑に当たっては自己の意見を述べることはできません、ということが会議規則でありますので、簡潔にお願いします。

○岡村雅夫君 わかりました。やってはならないということばかり書いてあって、実際ではこれによって、市民がどうなるかということがわからないと思うのですが、そういう点はこういった周知をこれからやっていこうとしているか、ひとつお聞きします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 制度の改正によって、市民に迷惑がかからないというか、市民の介護のサービスが受けられない、受けられるということでの差が出ては困りますし、市民にとっては法律がどうなるかということとはそんなに関係なくて、市の介護保険事業がどういうふうな形で取り組んでいくかということが問題だと思います。被保険者に影響が出ないような形でやっていきたいと思います。

制度の周知につきましては介護保険課でも手引書をつくっておりますし、さまざまな形で周知をしていきたいと思っております。余りこの条例の難しい面を出さなくて、受けられるサービス、それから負担、そういったものについてわかりやすく説明していきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○岡村雅夫君 終わります。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 よくなろうとするための制度だというふうな捉え方の部分で、質問をさせていただきたいと思うのです。この15ページ等にもあるように、介護予防の支援実施に当たっては利用者の個性を重視した中で効率的に行うというふうになっております。そこですごく私は気になる部分の中で、ちょっと最近若干ですけれども、難しい部分かもしれないのですが、支援のために、例えばサービス合戦というか、こういうものもできますよ、こういうものもできますよという、そういう実例をかなり現場では見受けられるわけです。いいためのそういう状況は私はいいと思うのですけれども、それが過剰になった場合、介護給付費との兼ね合い、

そういう部分に関してどこがチェックをされていかれるのかという部分を、ちょっと1点お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 介護サービス事業所と介護保険の関係する事業所については県の指定になりますけれども、現場の監督につきましては市に責任がありますので、定期的にサービス事業者につきましては監査を実施しております。監査で見えない部分は当然ありますが、さまざまな利用者からの意見等もありますので、その辺をもとに過剰な部分につきましては確認をした上で指導はしていきたいと思っております。なかなか経営上の問題でいろいろとサービスをしたいというようなこともありますので、その辺については厳正に当たっていききたいというふうに思っています。以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 いい意味で聞いていただきたいと思えます。頑張って、介護が本当によくなるという体制で支援しているわけですが、今、心配しているのは、実態を見てみると、このケアマネージャーさんは、大体同じ系統の施設の方が多くなっているように私には見受けられる。ということは、同じ施設のほうに、どんどん自分の系列のほうに向いていく。そういう面でやはり——いい面で聞いてもらいたいのですけれども、市がチェックをしていくということですから私はそれでいいと思うし、そういうふうにしてもらいたいのです。そこをやはりきちんとしていかないと、暴走しないように。いいほうに、そうしないと介護給付費の兼ね合いも兼ねた中で、1人の人を本当にきめ細かくよくするためにはどうするかという部分を、難しい部分かもしれませんが、やはりこの部分も両てんびんでやっていかないと、本当に公平さというか、その人のためにならないのかなというふうに感じます。そのようにひとつ期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 いまの議員さんの意見でございますけれども、私どものほうで、実はケアプラン点検というのをのせていただいておりますので、そういうふうな形で介護事業者が過剰サービスにならないような形の、そういう点検を昨年からさせていただいております。事業費の高騰にならないような形の、そういう事業もさせていただいているということで、ご紹介させていただきます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。



○議 長 採決いたします。

第33号議案 南魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第6、第34号議案 南魚沼市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長 第34号議案 南魚沼市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。本条例の制定につきましては、先の第33号議案と同様に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び厚生省令により地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を市の条例で定めることとされたことにより制定するものです。

説明が重複するかもしれませんが、地域包括支援センターにつきましては介護保険法で定められました地域住民の保険、福祉、医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、各市町村に設置されております。南魚沼市でも平成17年の介護保険法改正で制定されました。

センターには保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互に連携しながら業務に当たっております。法律上は市の事業であります地域支援事業を行う機関ですが、先ほども申し上げました外部への委託も可能となっております。また、要支援認定を受けた方への介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能しております。これまで法の基準に基づき設置し、事業を進めてまいりましたが、冒頭の説明のとおり法の施行によりまして改めて条例で制定するものです。

それでは、条例の中身ですが、第1条は趣旨、第2条は基本方針で、ここでは先ほど説明いたしました趣旨に添って事業を行うことを定めております。特に被保険者がそれぞれ心身の状況、置かれている環境等に応じて必要な介護サービスを受け、可能な限り住み慣れた地域において自立した生活を営むことができるようにしなければならないとしております。第3条は職員の人数で、一つの地域包括支援センターに置くべき職員の数を、第1号被保険者の数、おおむね3,000人以上、6,000人未満ごとに保健師1名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネージャー1名とすることとしております。

裏面の第2項では、地域の諸条件を勘案して、特定の生活圏域に同センターの設置が必要であるとした場合に、第1号被保険者数による3区分により人員配置基準を定めるものであります。おおむね1,000人未満、おおむね1,000人以上2,000人未満、おおむね2,000人以上3,000人未満の区分であります。

なお、これを定めるに当たりましては、先ほども申し上げましたが、学識経験者、保健福祉

医療関係者、被保険者及び介護サービス等の利用者や事業者で組織する南魚沼市地域包括支援センター運営協議会が必要性を認めた場合としております。

最後の第4条では、このセンターの運営に当たりましては、この協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立性を保つことをうたっております。

条例の内容は以上です。裏面附則に記載のとおり施行期日を27年4月1日としたいものであります。

説明は以上です。よろしくご審議の上ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第34号議案 南魚沼市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は1時15分といたします。

〔午前11時57分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午後1時15分〕

○議 長 日程第7、第6号議案 平成27年度南魚沼市一般会計予算を議題といたします。

○議 長 審議の方法についてお諮りいたします。

市長の提案理由説明、総務部長の予算概要説明の後に、予算全般にわたる大綱質疑を最初に行い、次に歳入全般の審議を行い、その後、歳出の審議を各款ごとに行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、そのように審議していただきます。

○議 長 本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 それでは第6号議案 平成27年度南魚沼市一般会計予算について、提案理

由を申し上げます。

平成 27 年度一般会計予算の概要につきましては、施政方針資料の 21 ページから 25 ページに記載のとおりであります。国は平成 27 年度予算について、東日本大震災からの復興を加速するとともに、経済の好循環のさらなる拡大を実現し、本格的な成長軌道への移行を図りつつ中長期の発展につなげる取り組みとして、地方の創生、女性の活躍推進、教育の再生、イノベーションの促進とオープンな国づくり、安全・安心と持続可能な基盤確保を強力に推進するという基本的な考え方により編成をしております。

また、地方財政対策におきましては、地方が地方創生に取り組みつつ安定的に財政運営を行うことができるよう、地方創生のための財源等を上乘せして平成 26 年度の水準を相当程度上回る額を確保するとしております。当市におきましては、平成 27 年度の一般会計予算総額を 344 億 9,300 万円とし、前年当初に比較して 4 億 1,900 万円、比率にして 1.2%の減として編成をいたしました。

歳入では、アベノミクスによる景気浮揚効果の地方への波及が十分でないこと、あるいはなかなか下げどまらない地価下落の影響これらによりまして、市税の総額では 1 億 2,776 万円、1.8%の減額と見込みました。そのほか国の補正予算措置により平成 25 年度に基金に積み立て、平成 26 年度に繰り出しました地方の元気臨時交付金、新市立病院の建設費分の受託収入これらが大きな減少になっております。

歳出では継続事業として取り組んでまいりました、魚沼荘改築事業、新市立病院整備事業及び消防救急無線デジタル化事業、いずれも最終年度を迎え仕上げの年となっております。新規の継続事業といたしまして、城内、大巻、五十沢中学校の統合となります八海中学校の平成 30 年 4 月の開校を目指し、統合中学校建設事業として 2 年間の施設整備を進めてまいります。また、国の制度改正等に伴います新規事業として、生活困窮者自立支援事業、あるいは個人番号制度を活用した証明書のコンビニ交付事業などに取り組んでまいりたいと思っております。

平成 27 年 6 月の魚沼基幹病院の開院に伴う医療再編により、県立六日町病院が閉院となることから、市民への医療の提供を継続させるために 11 月の南魚沼市民病院開院までの 5 か月間を、現県立六日町病院の施設を借りて市立六日町病院として運営してまいります。まさに医療再編元年となる年でもあります。

合併 10 年を経て新たな 10 年へと向かう年となります。引き続き厳しい状況であることを認識しながら、国の進める地方創生の効果が少しでも発揮できますように、景気と税財政制度の動向を注視しながら簡素で効率的な行政運営を目指してまいり所存であります。

また、繰り越し事業をはじめ平成 26 年度国の補正予算によります地方創生関係の事業につきましても、経済の好循環を確かなものとし、市内にも緊急経済対策の効果を広く早く行きわたらせ、迅速かつ着実な予算執行に努めていかなければならないと考えております。

各分野におきます重点施策の概要につきましては、議案資料 1 の平成 27 年度当初予算案の概要の 15 ページから 18 ページを、また主要な投資的事業につきましては 19 ページをご覧ください

ただきたいと思っております。

概要につきまして総務部長、詳細につきましてはそれぞれ担当部長に説明させますので、皆様方から十分ご審議を賜り、そしてまたご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長 次に総務部長が予算の概要説明を行います。

総務部長。

○総務部長 それでは、第6号議案 平成27年度一般会計の概要についてご説明申し上げます。

本案に係る資料といたしましては、市長の提案理由でもありましたが、施政方針資料の21から25ページ以降に予算の概要が記してございます。その具体的な内容につきましては、また36ページ以降に総合計画の政策区分、施策目標事業別に沿って各論として記載をしております。

また、右上に第6号議案から第13号議案資料1とあります「当初予算（案）の概要」、並びに同じく議案資料2、「総合計画実施計画と平成27年度予算」を配付させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料1、平成27年度予算（案）の概要でご説明を申し上げますので、お手元のほうへお願い申し上げます。表紙には目次が記してございます。1の会計別予算一覧から8の主要な投資的事業まで、19ページにわたってそれぞれ記載してあるものでございます。

めくっていただきます。1ページでございますが、会計別予算の一覧表でございます。一番上は一般会計の欄でございます。先ほど市長が申し上げましたように、歳入歳出予算総額で344億9,300万円、前年度比較で4億1,900万円、1.2%の減で編成させていただいております。

今年度に5年間の延長をご決定いただきました、新市建設計画も進捗しているところがございます。大原運動公園整備、図書館建設などの大規模建設事業の完了もあるところがございますが、継続費の最終年度で予算額そのものは縮小しているものの、新市立病院、魚沼荘改築、消防無線デジタル化事業の継続に加えまして、統合中学校の建設の本格化や市立六日町病院の設置運営など、7ページに一般会計当初予算推移のグラフを掲載させていただいておりますが、前年度比較では減額ですけれども、引き続き予算規模としては大きな状況が続いております。

なお、本当初予算の一部につきまして、国の補正予算によります地方創成関係の事業として、前倒しをする内容ももって平成26年度の補正予算として追ってお願いする予定もございまして、その辺のところもよろしく願いしたいと思います。

めくっていただきまして、2ページ、3ページをお願いいたします。一般会計歳入予算の状況でございます。2ページは科目別に取りまとめたものでございまして、第1款から20款まで、予算科目ごとに予算額、構成比及び前年度比較増減額と主な増減項目を掲載してございます。

1 款は市税でございまして、前年度同様市民税をはじめといたします 6 税目で構成しております。前年度決算見込みに経済情勢や税制改正等の動向を踏まえ算定いたしましたところでございます。市長の提案理由にありました、景気浮揚効果の十分な波及がまだなされていないこと、それから下げどまらない地価下落の影響によりまして、総額で 1 億 2,776 万円、1.8%減の 71 億 4,679 万円余りと見込んでいるところでございます。

主な増減項目は記載のとおりでございます。土地の下落傾向が続いている中で、固定資産税で 1 億 1,309 万円、2.9%の減、たばこ税につきましては、たばこ離れと申しますか過去の実績から推計した中で 3,120 万円ほどの減と見込んでいるところでございます。

次に 2 款地方譲与税から 8 款の地方特例交付金までは、それぞれを前年度の決算見込み、前年度の交付税の基準財政収入額及び地方財政計画における税制改正を含む収入見込みの増減率を勘案いたしまして積算しております。

6 款の地方消費税交付金では、消費税増税がございましたところから 2 億 2,240 万円、率にいたしますと 33.8%の増額を見込んでいるところでございます。そのほか増減率が大きくなっておりますところでは、3 款の利子割交付金から 5 款の株式等譲渡所得割交付金でございまして、前年度の決算見込み、国で推計しております道府県民税収入見込みの増減率を勘案した中で、収入額を見込んでいますものでございます。

9 款は地方交付税でございます。合併期間の終了に伴う減額、いわゆる一本算定への部分が始まりまして、地方財政計画における平成 27 年度地方交付税総額も 0.8%の減額となっておりますけれども、普通交付税では、収入部分の税収の減額が見込まれる中で、需要部分では、臨時財政対策債の発行抑制に係ります財源補填、それからまち・ひと・しごと創生事業費の新設、公債費算入額の増などによりまして、基準財政需要額をほぼ前年並みと推計いたしました。そこへ市税の減額相当分が普通交付税に歳入されるものと見込みまして、平成 26 年度の交付実績から 1.4%、1 億 4,880 万円の増額を見込んでおります。特別交付税は、昨年度も申しあげました段階的な引き下げが平成 28 年度からということになりましたので、前年度同額を見込んでおるところでございます。

10 款の交通安全対策特別交付金は、前年度並みの計上でございます。

11 款分担金及び負担金でございますが、例年申しあげているところでございます児童福祉費の部分での保育園入園費を主なものとする、民生費の部分の負担金がほとんどを占めておりまして、全体の 95.6%を占めるものでございます。主な減額部分につきましても保育園の入園費の部分でございます。

12 款使用料及び手数料では、使用料の部分で浄化槽汚泥等処理場などの清掃使用料、市営、市有住宅の使用料に市立六日町病院診療収入を主なものといたしまして、手数料の部分では、可燃、不燃ごみの清掃手数料が主な内容となっているものでございます。主な増減項目に記載しておりますが、市立六日町病院診療収入の部分が皆増ということで、大幅な増となっております。

13 款国庫支出金でございますが、生活保護費、障がい者自立支援給付、児童手当などの民生費関係の負担金、道路整備、除雪経費の財源となります社会資本整備総合交付金などを主な内容としているところでございまして、それぞれの事業等による交付基準で積算しております。

平成 27 年度は、主な増減項目に記載のように、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金事業の規模縮小によります減額がございましたが、子ども・子育て支援の新制度の施行に伴います、私立認定こども園事業負担金でございます施設型給付費やマイナンバー制度に係ります部分の皆増に、先ほど申し上げました社会資本整備総合交付金部分の増で 13.3%、3 億 5,773 万円の増額を見込んでいるところでございます。

14 款県支出金でございますが、先ほどの民生費関係の県負担補助分、国の負担補助が県の予算に組み込まれます農林業関係補助金などが主な内容であります。国庫支出金と同じくそれぞれの事業等による交付基準で積算しております。平成 27 年度は、農業費部分の J A 施設整備補助の終了、私立保育園整備事業が前年度に比して少なくなっておりますことから、1 億 3,798 万円の減額と見込んでおります。

15 款財産収入でございますが、土地建物等の貸付料や売り払い、金利費でありまして、基幹病院用地に係る天王町公共用地の新潟県への売却、塩沢地域にございます旧農業共済事務所用地の売り払いの部分で増となっているものでございます。

16 款の寄附金は芽だしでございますが、ふるさと納税部分で平成 28 年 2 月当市で開催予定のスペシャルオリンピック分を特定させていただいております。

17 款繰入金は大幅減となっておりますが、市長の提案理由にもございました、地域の元気臨時交付金の部分、6 億 2,400 万円の皆減と、合併 10 周年記念事業の財源といたしまして、合併振興基金から繰り入れた部分の 1 億円の皆減で大幅減となっております。

18 款繰越金は、前年度と同額計上でございます。

19 款は諸収入でございますが、平成 27 年度につきましても新市立病院、市民病院建設、消防救急無線、可燃ごみ処理などに係る受託事業収入が主な部分でございます。収入総額の 81%、22 億 7,000 万円ほどを占めるものでございます。市民病院建設事業分が前年度比較で 15 億 8,280 万円と大きく減少しております。

20 款市債でございますが、前年度に引き続きまして建設事業の財源として優良債と言われる合併特例債を優先的に活用いたしまして、借り入れ可能額を前年度比較で 10 億 360 万円、率にいたしますと 25.1%増の 49 億 9,440 万円と見込んだところでございます。

増額の主な内容でございますが、先に 17 款で申し上げました、昨年度は市債の代替財源として活用できました、地域の元気臨時交付金の皆減のほか、統合中学校の建設事業の本格化に伴う借り入れ増でございます。

3 ページでございますが、ただいま申し上げました歳入予算科目を自主財源、依存財源に区分したものでございます。ただいま説明申し上げたこととダブりますので内容的には割愛させていただきますが、上段のほうの自主財源の率が 5.3 ポイントほど減となっております。

今ほども申しあげました繰入金の減が市債の増につながっているところが、大きく影響しているものと考えるところでございます。

めくっていただきます。4ページ、5ページは一般会計歳出予算の状況でございます。4ページは科目別に取りまとめておりまして、1款から14款まで予算科目ごとに、歳入部分と同様に予算額、構成比及び前年度比較増減額と主な増減項目を記載してございます。

1款議会費ですが、ほぼ前年度と同内容でございますけれども、先般ご決定いただきました議員報酬の部分では減となりましたが、昨年度に引き続きまして市議会議員共済会給付費の負担率が増となっております。

2款の総務費でございます。管理費を主とした事業費目では、引き続き職員の大量退職に伴う職員費の減、庁舎整備——これは大和庁舎の空調設備でございますが——完了減、企画部分では歳入部分でも申しあげました市制施行10周年記念事業の終了がありまして、マイナンバー制度や市民バスの有料化を含む交通事業者による統一運行開始に伴う部分などは増となっているところがございますが、全体としましては、前年度比較で2.8%、1億7,840万円の減額編成でございます。

3款民生費でございます。これまで増加傾向が続いておりました社会福祉費、児童福祉費における給付・助成金等扶助費に分類される主要部分で、平成27年度は先ほど申しあげました臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の規模縮小、それから児童手当等児童措置費の支給対象人数が減となっております。子ども・子育て支援の新制度施行に伴います私立認定こども園事業の開始、継続費2年目で魚沼荘改築の完成に向けた事業費増等がございます。全体としましては3.4%、2億8,058万円の増額編成であります。

ここでまことに申しわけわけございませんが、民生費の主な増減項目の一番下に市立認定こども園とございますが、この「市」は、わたくしの「私」の誤りでございますので、大変お手数ですが、「私」に直して訂正をお願いしたいと思います。

次に4款衛生費では、編成項目自体は前年度同様でございますが、保健衛生費、医療対策費の歳入の部分で申しあげました、市民病院建設事業費が15億8,280万円の減となっております。市立六日町病院事業部分の3億4,050万円を新規計上しておりますが、全体的には13億4,000万円ほどの大幅減額編成でございます。

5款の労働費でございますが、新潟県緊急雇用創出臨時特例基金事業の今年度からの継続を主な内容とするほか、職業訓練施設——サンテックでございますが——を指定管理といたしまして、職員の派遣も終了する内容を含む編成でございます。

6款農林水産業費につきましても、編成項目は前年度と同様であります。歳入の県支出金の部分で申しあげました、農業費におけるJA施設整備補助の終了等で、農業振興対策補助事業の部分が3億8,907万円の大幅減となっておりますけれども、農地費の部分では多面的機能支払事業費など、ただいま申しあげた減額部分とほぼ同規模の増額もございまして、全体としては5,477万円のほどの減額編成でございます。

7款商工費でございますが、商工振興費で、もう既にご覧いただいていると思いますが、重点施策に記載がありますように、商工業振興に係る部分及び企業立地対策に係る奨励金を増額としておりますが、中小企業金融制度事業におきます地方産業育成資金預託金につきましては前年度実績を踏まえ、元金返済分も含め1億2,000万円を減額しての編成でございます。

8款土木費でございますが、市長の施政方針の投資的事業費でございますように、道路関係整備事業につきまして、交付金事業を前提に増額としておりまして、2億3,610万円、6.6%の増額編成でございます。

9款消防費でございますが、冒頭にも申し上げました消防救急無線デジタル化事業が継続費2年目で、魚沼荘同様完成に向けて増額となっております、6,000万円、8.9%の増額編成でございます。

10款教育費では、保健体育費、体育施設費部分で、これも冒頭に申し上げました大原運動公園整備事業、第1期部分の完了で4億8,360円ほどの減額となりました。市長の施政方針、重点施策の概要にも記載しておりますように、その減額のほかに統合中学校建設事業費それから小学校大規模事業費など、施設整備に係る事業費を増額としておりまして、全体といたしましては33%、7億7,385万円と大幅な増額編成となったところでございます。

11款災害復旧費は、昨年の台風関連の繰越し事業がまだ継続でございますが、当初ベースでは平年ベースの計上でございます。

12款の公債費でございますが、借り入れ契約に基づき積算しているところでございます。単年度としての実償還額は増となりましたが、借換債での一括償還部分が前年度比較で減少しておりますことから、長期債元金で3,491万円の減、利子では8,708万円、合わせて1億2,199万円、率にいたしますと2.4%減の49億8,193万円を計上しております。

13款諸支出金は、歳入でも申し上げました土地開発公社所有の天王町公共用地の購入費の計上でございます。

14款は予備費でございますが、前年度同額の6,000万円を計上させていただいているところでございます。以上が、歳出予算の概要でございます。

次の5ページは、平成27年度予算を性質別に区分した表でございます。歳出予算の増減部分で申し上げたところでございますが、増減の主な内容といたしましては、物件費の増が市立六日町病院経費、扶助費の減は、臨時福祉交付金、子育て世帯臨時特例給付金の減。補助費等の増は、多面的機能支払交付金、病院事業会計補助金の増。積立金では、地域の元気臨時交付金部分の減、投資及び出資金では、市民病院建設に係る出資金の減でございます。

めくっていただきます。6、7ページは、一般会計予算につきまして、その構成比、規模の推移をグラフ化したものでございます。

6ページほど飛ばしていただきまして14ページをご覧いただきたいと思っております。14ページ上段には各会計別の基金残高表、下段には各会計別の起債残高表を掲載しているところで



ございます。一般会計の基金につきましては、財政調整基金をはじめ4つの基金の取り崩しを予定しておりまして、総額では7億5,543万円の減少を見込んでいるところでございます。

次の15ページから18ページには、総合計画の6つの政策区分別に、市長の施政方針で述べました、新規6事業を含む重点施策の事業概要を記載させていただいております。先の一般質問にもございました人口減少対策予算でございますが、人口減少社会に対応し将来にわたって安心して暮らしていくまちづくりのためには、教育を含む子ども・子育て支援、医療・雇用の確保に加え、公共施設の適切な更新整備などを主とした施策を切れ目なく展開していくことが最重要課題と捉えておりますことから、予算全般にはかかっておりますが、主に保健医療福祉、教育文化、環境共生、産業振興の分野における重点施策事業として掲載させていただいているところでございます。

また、19ページには、主要な投資的事業が記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。そのほか2の総合計画実施計画と平成27年度予算もあわせてご覧いただければと思います。

次に、別冊の厚いほうの予算書をお手元をお願いいたします。厚い表紙とその次の目次からめくっていただきますと1ページが見えると思いますので、そちらを1ページと書いてある部分、第6号議案書になりますが、そちらをご覧いただきたいと思います。厚いのをめくってもう1枚めくってもらうと1ページが出るかと思っております。

第6号議案の全体でございます。それぞれ第1条から第5条に記載のように定めさせていただきたいものでございます。

次に9ページをお願いいたします。先ほどの1ページの予算第2条の第2表継続費でございますが、第10款教育費、第3項中学校費、統合中学校建設事業につきまして、総額を14億9,214万円と定め、記載してございます平成27年度、平成28年度の年割額で継続費の設定をさせていただきたいものでございます。

めくっていただきまして10ページをお願いいたします。予算第3条の第3表、債務負担行為でございます。記載の計画区における地籍調査事業につきまして、平成27年度から平成29年度までの期間で、限度額を3,500万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

隣の11ページをご覧ください。予算では第4条の第4表、地方債でございます。市債の借りに入れます。限度額を49億9,440万円、そのほか借りに入れます方法、利率、償還方法の設定をお願いしたいものでございます。なお、地方債の調書につきましては、284ページも記載がございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

1ページに戻っていただきます。予算の第5条でございます。地方自治法に基づきます一時借入金でございますが、その最高額を前年度同額の35億円と定めさせていただきたいものでございます。

以上で、平成27年度一般会計予算の概要説明を終わらせていただきます。

○議長 長 予算全般にわたる質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 大綱質疑でありますので、4つほどお伺いをしたいのですが、まずは毎年度聞いておりますけれども、市税に対する人件費、公債費の合計額の構図でありますね。平成26年度は市税72億7,455万円に対して、人件費、公債費の合計額が103億2,406万円であると。平成27年度は市税71億4,679万円に対して、人件費、公債費は101億2,228万円です。この構図は改善をされていないというわけでありましてけれども、予算編成は相当苦勞なさったかと思っておりますけれども、この構図ですね、改善のめどとございますか、そういうものについてどのようにお考えなのか。

2つ目は関連してでありますけれども、自主財源比率であります。今年度は昨年に比べて20億円ほど下がって、構成比でいうと36.0%ということで、主な原因は諸収入、病院事業会計からの繰り入れとございますかそれが減ったということでありまして、自主財源が36.0%と。この数字に対してどのようにお考えなのか。

また、関連でありますけれども3つ目は市長の公約でありました市債残高10年間で216億円の削減ということであります。平成27年度当初予算でいくと4億6,000万円ほどでしょうか、起債残高が増えているということでありました。今年度の予算編成の中で債務負担行為というのが出てまいります。小中学校、総合支援学校を含めて教員のコンピューターの入れかえについて2億4,000万円ほど事業を見ていると。この部分が当初予算の中ではなくて、債務負担行為という中で処理をしていくという方向であります。こういう部分が市債残高を少しでも減らしていくという方向の中で、こういう資金繰りをなされたのかなということをお伺いします。

そして4つ目ですけれども、今予算の編成方針、総合計画の主要施策の着実な推進と財政健全化と持続可能な財政構造の構築と、このように市長は述べられたわけでありまして。昨年の12月議会で私の一般質問に対して市長は、残された任期の中で、こういうものをやっつけば有効であると。そういう芽を出していきたいという答弁がありました。今年度、平成27年度の予算の中で、財政健全化と持続可能な財政構造の構築ということに関する、芽を出していくという部分がどこであるのか。

以上、4点をお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 市税対人件費につきまして、ほとんど変わらないということで、人件費は日常の部分、職員部分については減っておりますし、議会の皆さん方にもとりあえずお願いしたということでありまして減っておりますけれども、その分市税も、今のところことしの予算の見積もりでは減っているということです。この構造を改善するには至っておりませんが、理想としますとこれはいくら何でも1を越えることでは、本来はそう財政構造としてはいいわけではありませんのでこれを目指していく。やはり市税、景気回復等もありませんけれども、市税の増という部分に主眼を置かなければ、人件費も幾ら削っても限りはご

ございますので、これが半分になるとかそういうことにはなり得ないところであります。これらは地道に取り組んでいかなければならないということだと思っております。

自主財源比率の低下であります。これもやはり市税の減が主要な部分だと思っております。ですので、これはそう3%、4%上がったたり下がったりというのは、それぞれの予算の中で年度ごとにかわる部分が出てくるわけですがけれども、何といたしましてもこれも市税に起因する部分というのが非常に大きくなるわけでありまして、これもやはり市税の増、このことに一番の眼目を割かなければならないということだろうと思っております。自主財源比率も早く1を目指せばということでもありますけれども、これもなかなか険しい道のりでありまして、そう簡単には達成ができないと思っておりますけれども、少しでもやはり上昇していけるように、これを努めていかなければならないと思っております。

起債残高の減であります。これは一般会計部分につきましては、中学校の統合とかやはり若干ことしの部分が増えておりますけれども、トータル的にはある程度目標値に近づいていると思っております。ただ、トータルとして増えておりますのは、ご存じのように病院の関係でありまして、これがなかなか公約時にここまで私が見通せなかった部分もございます。この部分については、トータルとして200億円から210億円という部分は、公債費という全体になりますと、少し難しいかとは思っております。

ただ、私は病院関係とかということを含めないで、一般会計部分についての部分も相当強く申し上げておりましたので、この部分は何とか達成できるだろうと思っております。特別会計まで含めた部分については、病院分をきちんと上げていきます、といいますかこうなっていくと、210億円も220億円も平成30年ごろに目標値に近づくことは非常に難しいという感じでございます。以上です……（「4つ目は」と叫ぶ者あり）失礼、もう1つあった。

これはもう一にも二にも平成26年度の補正、この後、出てまいります。やはり人口減をいかに食いとめて、そして増加に転じていくか。あるいは雇用の促進をどの程度進められるか、このことでありまして、この目標というのは子育て支援も含めた人口減対策、増に転じていくような対策ですね。地方創生、プラチナタウン構想も含めたこのことが、特に主要なことだと私は感じているところであります。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議……18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 補足説明の中にもありましたけれども、説明の中でアベノミクスの波及効果がなかなか地方にあらわれないという説明がありました。私は一般質問の中でも若干触れましたけれども、それで今回補正予算が出るがという話であります。地方向けの交付金という、何かそれも内容的には限定されているという報道もあるわけでありまして。そういった中で支援型とか先行型とかという話で、非常に全ての地方がよくなるという感覚には私はとっていないのですけれども、そういう点、どの程度の期待をされているのか。

そう言うときすぐプラチナタウンと、こう出てくるわけですがけれども、私はどうも——今まであれだけの財政投資をして緩和政策をとって、こんなことはあり得ないというまでのことをやってきながら、株がちょっと上がってそれで恩恵を受けた人がいるから、そのうちに大

企業も、きのうのあんばいでは若干賃金ベースが上がるとかという話もありますけれども、どの程度の期待をしているか、ひとつお聞きしておきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 「アベノミクス」という言葉が踊り始めて3年目に入ることでありまして、今、議員おっしゃったように株とかそういう部分については、大幅な金融緩和やあるいは円安効果もあったということでしょう。そういうことの中で株価はどんどん上がっておりまして、もう2万円に近づくといいことでもあります。そのことが我々のところばかりではなくて、東京近郊はよくわかりませんが、地方にはほとんど及んでいないということとは現実でございます。

第3弾の矢として、地方にもその効果をきちんと及ぼせようということで「地方創生」ということが始まったわけでありまして。今、平成26年度の補正で交付されます「消費喚起型」あるいは「生活支援型」というのがうちに約1億2,000万円、そして「先行型」というのが7,000万円であります。消費喚起と生活支援型というのは、大体のところはプレミアム付きの商品券ですか。なかなかこれ以外のことと言っても、メニューとして全然国のほうも出さないくらいここに執着しておりまして、我々もその部分を取り入れながら、若干は他の都市と違った部分と思われるのは、飲食向けに25%のプレミアムをつけてある程度発行してみようと。小売業だけ——生活支援もあるわけでしょうけれども、そこだけではなくてやはり飲食、子どもと一緒に食事に行くとかそういう部分、あるいはお酒を飲んでもらっても結構ですけども、ここが少しは他の市と違ったところがあるのかなという思いです。これが大体総額で3億円から4億円ぐらいになりましょうか。1億円ちょっと入れて、効果的には額として3億円から4億円ぐらいになるわけでありまして。

そして、先行型というのは、7,000万円ございまして、この中では私たちが独自に取り組んできた今までの部分をやっていって恒久化させようということなんです。国の金も受け入れながらというか、獲得していかなければならないわけです。今まで市で単独でやった部分、これにまず充てて、全部ではありませんけれども、主要なものとしては、例えば子どもの医療費の無料化の部分ですね。これを地方創生の中に組み込んで、今度は平成28年度以降は単費ではなくて国の交付金事業でも賄えるような部分をちょっと探っていこうとか、いろいろ工夫を凝らしています。これは今議会中にほぼ編成が終わりましたので、議会にまた提案申し上げて、平成26年度の補正分として計上させていただきますけれども、またご審議いただきたいわけです。

なるべく工夫を凝らしますが、ただ、実現の見通しのないものとかこういうものは幾ら上げても、それは採択になる可能性もありませんし、ご承知のようにこのことには検証がついています。検証というのは後で、その効果のほどをきちんと出さなさいということなんです。5年間の部分がついておりますから、これはとにかく人の目を引くように何でもやってみろということにはならないわけでありまして。当然そうですけども、そうなるならばまきになるわけでありまして。そういうことも含めて、詳細を今ここで申し上げるということになれば財

政課か企画——今はその予算の審議ではありませんので詳細は申し上げません。概要はそういうことで極力、子育て支援あるいは景気回復、雇用の増進こういうことにつなげていこうということでもあります。

プラチナタウンだけがそのことでありません。それは1つの大きな例としてプラチナタウンというのがございますけれども、それだけが、これでもう全部、市の中がよくなるなんてことではございませんので、それもまた前からどなたかからご指摘ありましたように、プラチナタウンはひとつの手段でありますから、そういうつもりで取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 市長も今、2年間アベノミクスをやってきて、地方には届いていないということを認められたわけでありましてけれども、私はやはりそこをきちんと押さえてしかかるべきではないかと思えます。なぜならば、市税の税収とか増とか、あるいは国の税収増とかというのは、去年始められた消費税の8%の増というのが大きなウェイトを占めているのですね。そうした中で、今度は文句も言わず、要するに状況も見ないで、2017年、2年後です、2年後の4月には10%にぼんと上がるのだということをきちんと捉えて、さっき言われましたが、子育て、景気回復をという、ここをひとつ逃さないできちんとやっていくべきではないかなと、私は危惧するものであります。（何事か叫ぶ者あり）そうしないと、今、補正で説明しないと言いながらも、読みのあるような話をされますけれども、そういうのはいかなものかなということでは私を感じているのです。

そういった市民が今、届いていないというところから、さらに今度は消費税という問題がかかってくるというあたり、どういう絵を描いて地方がよくなると感じられるのか。その辺がこれから大きな分岐になる年かなと私は感じているのですが、その辺をひとつお聞きしておきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 今回の消費税の3%上げですね。これに対して賃金が全く追いついていないと。まさに出費が多くなったということだけです。しかし、ことしの春闘も含めて4月以降、これはまだ100%ということではありませんが、ベースアップあるいは一時金の増、これらも含めると予測として3.3%個人所得が増えるということですので、消費税の増税分を上回るというふうにエコノミストも含め予想しております。

ただこれも、当然大都会だけという意味ではないのですけれども、しかしやはり給与水準やそういうことから言いますと、我々の地域が本当にそうなるかは、まだはっきりわかりません。今、トヨタ自動車をはじめとして大手のほうは相当好調なベースアップに踏み切ろうとしているわけですが、この後、中小企業の関係の皆さん方がどういうふうに——要は賃上げをしなければこれはどうしようもないわけですね。賃上げするためには会社の業績が上回らなければならないということなんです。

ご承知のようにトヨタ自動車もいわゆる下請部分といいますか、この部品の調達費は、本来今の額を維持するか、あるいは上げなければ会社内のトータルとしては非常に厳しい。だけれども、そこを押し切って部品調達部門、いわゆる下請会社に値下げは一切求めないということも発表しているわけであります。

そういうことが今度は結局中小企業、我々のところも含めて大きく影響してくると思いますので、まずは賃金がトータルとして 3.3%。3%以上底上げがなるか否かというのを、ことしは見極めなければならないと思っております。

当然ですが国のほうもその部分が出て、とてもまだ消費税の増税 3%に追いつかないということが鮮明になったり、それがまだ1年も2年も続くということになれば、それは法律で明記されようが、法律なんて国会で変えられるわけですから。まさか国を潰すような、庶民の生活を全部潰すような、もう2%、トータルで5%の値上げには踏み切らないだろうと私は思っております。

ただし、それは社会保障費ここに大きく影響するわけでありますので、その辺の判断は我々がするべきところではありませんが、厳しい判断を迫られるだろうと思っております。一にも二にもこの1年、2年、特に平成27年度、ここが大きな勝負どころだろうと思っております。我々は全体的な部分ではある意味見守っていくわけでありますけれども、地域の、私たちの南魚沼市内の皆さん方の賃金水準が上がるように、あらゆる努力をしていかなければならないと感じております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 消費税論議をしているわけではないのですけれども、景気上向をなくして上げますよということをきちんとやってやっているわけですので、それについては今度は地方自治体としてみれば、どう支援していくかと、要するにこれが支援型とありますからね。そういうのを補正予算ばかりではなく本予算にも、もうどんどん波及させていくという姿勢をやはり示さないと、市民はなかなかこれは困ったことだなというところに追いやられてしまうということを私は危惧を申し上げておきたいと思っております。答弁はどうしても必要というわけではありません。そう甘くはないのではないかなということを指摘させていただいております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、予算全般にわたる質疑を終わります。

○議 長 歳入に対する説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、一般会計予算の歳入についてご説明申し上げます。平成27年度予算の歳入、第1款市税についてご説明申し上げます。市税予算額の積算は、平成26年度決算見込み額を基礎に法律等による制度改正、平成27年度課税基礎資料などを勘案し、国の地方財政計画なども参考とした上で、多少の安全率を考慮し算出いたしました。現年分収納

率については、原則平成 25 年度徴収実績によりました。

1 款市税合計では、71 億 4,679 万円、前年度比 1 億 2,776 万円、1.76%の減額と見込みました。主な減額税目は、固定資産税とたばこ税です。税目別に要点をご説明申し上げます。

予算書の 18、19 ページの歳入予算事項別明細書をお開きいただきたいと思います。1 項 1 目市民税個人分 21 億 740 万円、前年度比 655 万円の微増となっております。1 節現年課税分は 20 億 8,100 万円、前年度比 865 万円の微増となっています。説明欄をご覧ください。均等割額、納税者数では前年度当初と同じ人数になっていますが、平成 26 年度の課税時の実績からすると、約 300 人程度の減となっております。これにつきましては家屋敷課税の課税誤り、是正分による減が主な理由となっております。

所得割額は前年度決算見込み額を勘案して、前年度比 450 万円増の 19 億 7,450 万円を計上いたしました。収納率は平成 25 年度実績の 98.5%を見込みました。

2 節滞納繰越分、前年度比 210 万円減の 2,640 万円、減少の理由といたしましては、繰越額を前年度比 800 万円減の 1 億 4,200 万円と見込んだことによります。

丸の 2 番目の 2 目法人分、本年度予算額 5 億 7,180 万円、275 万円の減と見込みました。1 節現年課税分、前年度比 221 万円と微減の 5 億 7,060 万円、均等割は、前年度比 93 万円減の 2 億 2,395 万円、法人税割は前年度ほぼ同額の 3 億 4,665 万円、法人税割額につきましては、前年度実績見込み額が当初予算額を上回る見込みであること、平成 26 年度 10 月から法人市民税率が引き下げ、これにつきましては 13.9%が 12.1%と引き下げられております。この影響が平成 27 年 11 月以降にあらわれるため、約 3,700 万円程度の減収と見込んでおります。これは平年ベースになりますと、約 5,300 万円程度の減であろうと予測しております。地方財政計画では、前年度当初比で 1%の伸びと予測していること、それから当初で行った納税上位企業への業績見込みアンケート結果などを総合的に勘案し見積もりいたしました。徴収率につきましては、平成 25 年度実績 99.6%と見込みました。

20、21 ページをお願いいたします。2 項 1 目固定資産税、本年度予算額 37 億 6,720 万円、前年度比 2.9%、1 億 1,309 万円の減となっております。1 節の現年課税分は、前年度比 2%、7,617 万円減の 37 億 120 万円、減額となりました。主要因につきましては、土地家屋について 3 年に一度の評価替年に当たることが理由となっております。土地につきましては、依然として下落傾向が続いていますので対前年度実績見込みの 3%減、家屋につきましては評価替に伴う経年減点補正による影響が大きく、4.7%と大幅な減額と見込みました。収納率は実績 97.1%と見込みました。

2 節滞納繰越分ですが、前年度比 3,692 万円減の 6,600 万円。減額の理由といたしましては、繰越額が前年度比約 5,000 万円減少すると見込んだこと、それから過年度の滞納繰越分について、強制徴収が難しく収入につながらない案件が相対的に多くなっているという事情があります。

2 目国有資産等所在市町村交付金であります。法律に基づき国県から交付されるものであり、前年度比 82 万円増の 2,165 万円を計上いたしました。

3項1目1節軽自動車税、現年課税分1億6,070万円、登録状況から課税台数を前年度比約400台増とし、4.8%、741万円増と見込みました。平成26年度市税条例改正で、平成27年4月施行の二輪車税率引き上げについては、1年延期することで閣議決定されました。これに基づきまして農耕車の税率引き上げを含めて前年度と同率で見込みました。なお、平成27年度税制改正大綱に基づき閣議決定がされ法改正が予定されている事項につきましては、軽自動車税の税率改定を含め条例改正が必要です。しかし、現在まだ国会で審議中であることから本定例会での提案は行うことができません。法改正を待って条例改正が必要な事項については、3月中に専決処分とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

4項1目市たばこ税、4億1,503万円、禁煙志向の高まりを反映し、税収は毎年度減少しております。前年度実績見込みを勘案し、前年度比3,122万円の減と見込みました。

22、23ページをお願いいたします。5項1目1節入湯税現年課税分、本年度予算額4,000万円、平成23年度の東北大地震、豪雨災害で大きく落ち込んだ利用客数も年々回復傾向にあります。前年度決算見込みを勘案し、前年度当初比で15.4%、532万円の増額と見込みました。特別徴収義務者数につきましては、前年度と同じ41件を見込んでおります。

6項1目1節都市計画税、現年課税分5,900万円、前年度比64万円の減とほぼ同額を見込みました。現年分収納率は、平成25年度実績の96.1%を見込みました。

以上で市税に係る説明を終わります。総務部長と交代いたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 続きまして22、23ページの最下段、2款地方譲与税からご説明申し上げます。1項1目は地方揮発油譲与税でございます。国において徴収いたしますガソリン税につきまして、法等に基づく一定割合を市町村へ譲与されるものでございます。前年度決算見込み及び地方財政計画における税収見込みの伸び率を勘案いたしまして、270万円増の9,340万円の計上でございます。

めくっていただきます。24、25ページをお願いいたします。2項1目自動車重量譲与税は、これも国において徴収されます一定割合が、道路台帳の延長及び面積で案分されまして、市町村に譲与されるものでございます。地方揮発油譲与税と同様の積算をしているところでございますが、エコカー減税の延長等もございまして、前年度比較1,490万円減で見込んでいます。

以下、3款1項利子割り交付金から7款1項自動車取得税交付金につきましては、概要説明のほうで主な増減等を申し上げましたが、県に納付された額の一定割合を、市町村に係る個人県民税の額や、人口等で案分して交付されるものでございまして、前段の2項目と同様の積算により記載の予算額を見込んで計上させていただいております。

26、27ページをお願いいたします。上の8款地方特例交付金でございますが、国の制度変更等がございますと地方負担の増や減少が生じる場合がございます。そういった部分を特例的に交付するもので、本予算計上のものは住宅ローン特別減税に係る減収補填分でございます。



す。消費税増税も関連するのか、住宅建築着工数の伸びが鈍っているところもあって、前年度比較8%の減で見込んでおります。

9款1項1目地方交付税は、概要説明で申し上げました積算内容でございますが、普通交付税で97億6,180万円、特別交付税で前年度同額の9億円で合計106億6,180万円の計上でございます。

10款の交通安全対策特別交付金は、前年度並みの計上でございます。

11款の分担金及び負担金でございますが、1項分担金1目の林業費分担金は、大崎水尾線ほか林道整備の地元負担分を、2目の土木費の部分では、それぞれ説明欄記載の事業に係る所要の受益者分担金の計上でございます。

その下の2項負担金では、概要説明でも申し上げました、その大部分が1目民生費の児童福祉費負担金、説明欄1行目の保育園入園費負担金——保育料でございますが、2,170万円ほどの減で4億4,282万円を見込んでいるところでございます。その下、入園費負担金の滞納繰越分でございますが、現行の児童手当からの充当をお願いする中で、142件、2,561万円ほどの滞納繰越額見込のうち750万円を見込んでいるところでございます。

めくっていただきます。28、29ページをお願いいたします。説明欄1行目の放課後児童健全育成事業負担金のこれも滞納繰越分でございますが、24件、127万円ほどの滞納繰越見込みでございますが、そのうちの10万円を見込んでいるところでございます。

次の12款使用料及び手数料につきましては、それぞれ条例等に基づくものでございまして、前年度決算、実績見込み等により積算しているところでございます。2目1節保健衛生使用料の説明欄、下段2行が概要説明で申し上げました市立六日町病院の診療収入の部分でございまして、2億8,623万円が皆増でございます。そのほかの使用料項目につきましては、5目土木使用料の道路占用料及び住宅使用料の部分で、前年度の実績見込みから若干減額を見込んでいるほかは前年度並みの計上でございます。

30、31ページをお願いいたします。5目4節の住宅使用料の続きでございますが、説明欄の1行目、2行目の滞納繰越分でございますが、住宅使用料では、1,440万円ほどの滞納繰越見込のうち240万円の計上、駐車場使用料では100万円ほどの滞納繰越見込のうち12万円余りの計上でございます。

下段の2項の手数料でございますが、それぞれ特定の方々に供する役務に対して徴収をするもので、項目は前年度同様でございます。近年減少傾向が続いておりました、3目2節の清掃手数料は、前年度実績見込みから若干ではございますが増額を見込んでいるところでございます。同じく清掃手数料の説明欄3行目、し尿処理手数料の滞納繰越分でございますが、37件で43万円の収入を見込んでおります。

めくっていただいて、32、33ページをお願いいたします。下段の13款国庫支出金でございます。それぞれ歳出の事業に対応する項目でございますが、1項の負担金、1目民生費の社会福祉費では、国保事業、生活保護、障がい者自立支援事業が主な内容でございまして、本定例会初日の補正予算でも増額をご決定いただいたところでございますが、国の制度改正

や給付サービスなどの事業増によりまして、それぞれ増額を見込んでいるところでございます。最後の行は、先の一般質問にもございました、生活困窮者自立支援事業に係るものでございまして、1,237万円の皆増でございます。

その下、2節の児童福祉費でございますが、児童手当、保育所運営に係る国庫負担が主な内容でございます。説明欄の上から3行目の給付費それから助成、手当に係る部分は、概要説明で申し上げましたが、支給対象数の減により減額見積もりとしておりますが、最後の行の施設型給付費は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴いまして、これまでの保育所運営費負担金にかわるものでございまして、私立保育園、認定こども園も一体的なものとなることから、前年度比較で4,770万円ほど増の1億5,674万円の計上でございます。

めくっていただきまして、34、35ページをお願いいたします。上段2目の教育費は、統合中学校建設事業に係ります平成27年度分実施分に係る負担金でございます。

次に下の2項国庫補助金でございますが、この部分もそれぞれ歳出の事業に対する補助金の計上でございます。概要説明でも申し上げました1目総務費は、マイナーバー制度に係る補助金の計上でございます。

2目の民生費、社会福祉費では、障がい者支援事業、臨時福祉給付金事業が主な内容でございますが、説明欄1行目の生活困窮者に係る部分は、先ほどの負担金と同じく新規、臨時給付金につきましては規模縮小によりまして、1億2,587万円の減額計上でございます。次の児童福祉費では、説明欄最後の2行が平成27年度当初では皆増部分でございます。これも子ども・子育て支援の新制度に係る保育緊急事業、事業名としては地域子育て支援拠点事業として、ほのぼの広場、一時預かり、認可外保育などの運営費補助でございます。その下の保育所等整備は、まだ仮称でございますが、たんぼぼ保育園整備に係る交付金でございます。子育て世帯臨時特例金につきましても臨時給付金と同様、規模縮小で6,300万円ほどの減額計上でございます。

3目の衛生費は、がん検診推進事業の補助金でございます。前年度並みの計上でございます。

次の4目1節道路橋りょう費は、道路整備、除雪経費の財源となる社会資本整備総合交付金でございます。説明欄上段が道路整備、下段が除雪機械整備でございます。道路整備の部分を主といたしまして1億1,299万円の増額計上でございます。2節の住宅費は、前年度同様住宅リフォーム事業ほかに係る交付金の計上でございます。

5目の教育費では、小学校費の部分での説明欄下から2行目の大崎、北辰小学校の大規模改造に交付金が9,900万円ほどの増額でございます。その下の防災機能強化事業は、各小学校の非構造部材耐震改修——つり天井やバスケットゴールのつりに係るものでございまして、当初では皆増でございます。

めくっていただきまして、36、37ページをお願いいたします。社会教育費でございますが、説明欄2行目の史跡等買い上げの部分は、坂戸城跡御館石垣整備に係る部分でございます。

皆増となっております。その下、特別支援学校費の説明欄の交付金は授業料減免の補填に係る交付金でございます。

次の6目消防費は、前年度の継続でございまして、説明欄上段が災害対応特殊救急車の購入、下段は土砂災害ハザードマップ作成に係る交付金の計上でございます。その下の3項委託金でございますが、総務、民生、土木費に係る事務委託ほかの委託金でございますが、前年度実績見込みから前年度並みの計上でございます。

一番下の段は14款県支出金、1項県の負担金でございます。1目民生費で国保特別会計への繰り出し部分、社会福祉費の保健基盤安定負担金のほか児童福祉費とも合わせまして、13款1項民生費国庫負担金の内容の県負担部分が主なものであります。児童福祉費では、新規の施設型給付費についても同様に県負担部分の計上でございます。それぞれ増額計上でございます。

38、39ページをお願いいたします。1項2目の事務移譲交付金では、前年度実績見込みによる計上でございます。

2項の県補助金でございますが、1目総務費では、上から3行目までは前年度並みの計上、その下の県市町村合併特別交付金は、交付対象事業の最終年度と今年度になっておりまして8,959万円ほどが減となっております。最後の行「南魚沼地域プロジェクト事業」でございますが、南魚沼地域振興局が実施する補助事業でございまして、五十沢ふれあいパークのトイレ整備に係るものでございます。

2目の民生費でございますが、社会福祉費では、説明欄記載の事業に係る県単独の補助や国庫金を県予算に組み込んだ部分の県補助でございます。中ほどの緊急雇用は、前年度実施事業が平成27年度からの生活困窮者自立支援事業に移行したことにより芽だし計上、最後の行、魚沼荘改築に係る高齢者施設整備でございますが、その部分は事業費増に伴い前年度比較で4,536万円の増額計上でございます。

2節児童福祉費では、次のページにわたっておりますが、私立または公設民営を含む私営の保育園、認定こども園等に委託いたします特別保育事業等に係る補助金、及び学童クラブの運営、施設整備に係る県補助金が主な内容でございます。

40、41ページをお願いいたします。41ページ説明欄上から2行目、学童クラブに係る「放課後児童健全育成」では、北辰クラブ、大空クラブの施設整備で4,598万円の増、その下の安心こども基金事業は、昨年度のわかば保育園整備の皆減で、1億2,538万円の減額計上となっております。最後の行、保育緊急整備は、先に国庫補助金で申し上げました内容の県補助の部分で皆増でございます。

3目衛生費、1節保健衛生費では、説明欄記載の部分はほぼ前年並みであります。前年度は齋藤記念病院さんへCT購入補助1,170万円ほどありましたが、ことしは皆減となっております。1,340万円の減額計上でございます。2節環境衛生費は、前年度と同内容でございます。

4目労働費では、概要説明で申し上げましたように、平成26年度実施事業の継続でございます。

5目農林水産業費でございますが、歳出の農業振興費の農業振興対策補助、中山間地直接支払、農地中間管理事業、農地費では多面的機能支払事業、林業費の林道開設や造林事業に係る補助金が主な内容でございます。1節の農業費では、これも概要説明で申し上げましたJA施設整備補助、多面的機能支払の増減によりまして、全体といたしましては前年度比較で6,716万円の減額計上となっておりますけれども、下から6行目、電気柵の設置を主といたします鳥獣被害防止、それから農業振興対策補助の部分で農業用施設整備、機械購入補助に係ります下から3行目の「新潟米コスト低減」、最後の行「特色ある米づくり」拡大支援、めくっていただきまして42、43ページですが、上から3行目の「新潟米食味・品質確保」、それから最後の行の「地域戦略事業」、魚沼みなみの直売所マップ作成に係るものでございますが皆増でございます。次の2節林業費では、最後の行、JAしおざわの特用林産設備補助「県単きのこ王国支援」が皆増のほか、林道、治山、造林は継続事業等に係る部分の計上でございます。

その下、6目商工費では、説明欄2行目の五十沢キャンプ場炊事場復旧に係る県観光基盤整備、その下、きりざい井関連のイベントに係るものでございますが「食によるまちおこし」が皆増部分でございます。

7目土木費の住宅費は、前年度実績見込みにより減額計上でございます。

8目教育費は、社会教育費の説明欄下の2行目、この部分は前年度、中学校を対象として実施いたしました、土曜日の教育活動支援モデル事業でございますが、平成27年度は小学校で実施する部分に係るものでございます。

下段のほう、3項委託金は次ページにわたっておりますが、1目総務費から5目教育費の説明欄記載の事務、調査等に係る委託金、交付金でございますが、前年度比較増減で大きなところといたしましては、43ページ総務費委託金の3節選挙費で、新年度早々執行予定でございます新潟県議会議員一般選挙交付金の増で1,588万円、4節の統計調査費は、次の44、45ページにわたっておりますが、43ページ最後の行、本年2月に実施いたしました農林業センサスで880万円ほどの減。

44、45ページをお願いいたします。上から4行目でございますが、本年10月に実施されます国勢調査交付金が2,029万円の皆増でございます。

次の14款4項1目商工費県貸付金でございます。地方産業育成資金の利用実績見込みから、前年度比較4,000万円の減額計上でございます。最下段は15款1項財産運用収入でございますが、1目土地貸付の部分では、職業安定所ハローワークの用地、舞子スキー場用地、コパルさんほかで1,785万円、2行目の滞納繰越分でございますが、25万円ほどのうち18万円の計上をさせていただいております。

めくっていただきまして、46、47 ページをお願いいたします。2 節の建物貸付の部分でございしますが、北分館 1 階の J A 魚沼みなみさん、塩沢庁舎の大和運輸さん、日本郵便さんほかで 2,028 万円の計上、3 節で施設貸付料としては光ファイバーの貸付料でございします。

2 目でございますが、利子及び配当金で説明欄記載の基金利子の計上でございます。財調、合併振興、国際交流など、運用基金の残高減で、前年度比較で 317 万円ほどが減となっております。

2 項は財産売却収入でございます。概要説明で申し上げました天王町公共用地、旧農業共済事務所用地の売り払い収入が主なものでございます。

寄附金についても概要説明で申し上げました、芽だしであります但しスペシャルオリンピック部分を特定させていただいているものでございます。

めくっていただきまして 48、49 ページをお願いいたします。17 款は繰入金でございます。1 項が特別会計の部分で、6 目病院事業会計繰入金で、病院の所有地売り払いの一部 3,000 万円が皆増となっております。2 項では、基金から事業費に充当するために、それぞれ繰入金を計上するものでございますが、1 目財政調整基金で「地域の元気臨時交付金」分、2 目の合併振興基金では、市制 10 周年記念事業に係る部分の皆減によりまして、前年度比較 6 億 6,243 万円減の 7 億 5,637 万円を計上しております。

18 款の繰越金は、前年度同額の 1 億 5,000 万円計上させていただきます。

めくっていただきまして、50、51 ページをお願いいたします。19 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料では、市税の延滞金等で前年同額の 1,000 万円、3 項貸付金元利収入では、それぞれ説明欄記載の資金の元利収入の計上であります但し、先に県貸付金で申し上げました 4 目の地方産業育成資金の部分で 8,000 万円の減額としております。

次の 4 項受託事業収入でございますが、それぞれ見込みによる計上でございます。概要説明でも申し上げました 3 目衛生費は、新市立病院整備事業で 15 億 8,280 万円の減、めくっていただきまして 52、53 ページをお願いいたします。2 つ目の枠になりますが、6 目広域行政受託事業収入で上段の湯沢町さんの 2 行目の魚沼荘改築、下から 4 行目、消防救急無線デジタル化事業の実施事業増がございまして、前年度比較で 4,728 万円ほどの増になっているほか、新広域ごみ処理施設建設に係る部分が湯沢町、魚沼市さんで、2 節の中ほどの行では、し尿等受入施設建設の部分が魚沼市さんで新規皆増となっております。

次に 5 項は雑入でございますが、58、59 ページまで記載がございます。1 目では滞納処分費、2 目は原付のナンバー亡失弁償金等、3 目雑入では総務から教育までを区分いたしまして、それぞれ見込み額を計上しておりますが、全体といたしましては前年度比較 177 万円増の 4 億 5,531 万円を見込んでおります。

主な増減等の部分についてご説明をいたします。54、55 ページをお願いいたします。1 節総務雑入でございまして、上から 4 行目、自治総合センターコミュニティ助成は、小栗山コミュニティセンター建設などに係る宝くじ助成でございまして、1,260 万円の増額を見込んでおります。下段の雑入は民生でございますが、生保 63 条返還金の滞納繰越分についてです

が、当初では芽だしの計上としております。1つ飛んで、生保78条費用徴収でございますが、滞納繰越見込額5件、246万円ほどのうち、2件分で33万円余りを計上しております。

56、57ページをお願いいたします。上から1行目の後期高齢者の部分でございますが、肺炎球菌ワクチン接種の法定化に伴う減額450万円と見込みました。その下の3節衛生では、中ほどの有償資源物売払が、可燃・不燃で532万円の増、1つ飛びまして、5節農林水産業では、平成23年新潟・福島豪雨災害関連区画整備事業換地清算金が皆減となっております、1,252万円が減となっております。6節商工では、下から3行目、道の駅直売所につきまして利益分配金680万円を皆増で計上しております。

58、59ページをお願いいたします。59ページの一番下の部分、9節教育雑入になりますが、給食費実費徴収金を主なものとしているところでございまして、雑入全体の約7割、3億1,690万円の計上でございます。説明欄上から7行目、給食費実費徴収金の滞納繰越分でございますが、保育料と同様に児童手当からの充当もお願いしているところでございますが、滞納繰越見込額300万円ほどのうち40万円の計上でございます。下から2行目、施設命名権売却料は、先の一般質問答弁で市長が申し上げたところでございます、大原野球場の部分で100万円の計上でございます。

めくっていただきまして、60、61ページをお願いいたします。20款市債でございます。概要説明でも申し上げましたように、1目の合併特例債で11億240万円と大幅増で26億9,890万円の借り入れ見込みとしております。主な充当先でございますが、魚沼荘改築、道路事業関係、小学校大規模改造、統合中学校建設及び新市立病院整備出資金でございます。

4目の消防債でございますが、小学校非構造部材耐震化事業に係る全国防災事業債が皆増となっております。

前年度8億8,000万円ほどが皆増した5目借換債では、前年度比較で2億180万円減の6億8,090万円の計上をさせていただいております。6目臨時財政対策債でございますが、前年度比較で7,240万円減の11億7,130万円の発行を見込ませていただいております。

以上、雑駁でございますが歳入の説明を終わらせていただきます。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は3時10分といたします。

[午後2時49分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午後3時10分]

○議 長 歳入に対する質疑を行います。

26番・若井達男君。

○若井達男君 4点になろうかと思いますが、ひとつよろしく申し上げます。

まず、最初に21ページ、これら税の滞納については、歳入の予算、また決算のとき、常に議題となっていていろいろな意見が出ておるところでございますが、この固定資産税の滞納処分、まずひとつこれはここ数年がどのような形で滞納形態になっているか。できることならば右肩下がりにでもなっていればいいわけですが、どのような状況でありますか、ひとつ伺います。こ

れが 11 億円からの滞納が出ておるわけですが、まずこの点 1 点。

あわせて同じ滞納関係になりますが、入湯税です。これは目的税で預かり税という形ですが、どのくらいあるかは別にしましても、目だだけがここに載っておりますが、この点についての説明をお願いいたします。

いま 1 点、滞納関係になりますが、住宅使用料の滞納が 1,400 万円から……（「ページ数は何ページでしょうか」と叫ぶ者あり）失礼。入湯税につきましては 23 ページ、それから、これからお話しいたします住宅の滞納料は 31 ページで、1,400 万円から出ておりますが、そのうち 240 万円ほどの過年度分の収入を見ておるといふ説明をいただきました。この住宅使用料の滞納もどういった形でこの滞納状況が出ておるか、ひとつ説明をお願いいたします。

もう 1 点、最後の 1 点ですが、59 ページ。今ほど総務部長のほうから大原運動公園についてのネーミングライツが決まるというようなことで、市長の所信表明の中にも出てきておりました。これについては予算の中で出てきますというようなこともお話されたわけですが、このネーミングライツについての説明をひとつお願いいたします。以上 4 点ですがお願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 固定資産税の滞納繰越額ですけれども、先ほど説明をさせていただいたとおり、滞納繰越分で 5,000 万円ほど前年度の残額よりも少なくなるというふうに見込んでおります。これにつきましては、現年度分をとにかく、現年を納めていただかないとどんどんまた増えてきますので、とにかく現年中心を心がけるようにしておりますので、現年のほうから滞繰になる分が少なくなる。あと、今までの滞納繰越分についても徴収機構とかと協力をしながら減らしているというような形をしておりますので、毎年度これについては滞繰額のほうは減額になっております。

それから、入湯税につきましては、先ほど議員がおっしゃるとおり、全くの目だしで現在のところ滞納繰越をする予定はありません。以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 住宅のほうの滞納でございますが、3 年ほど前に保証人の確認作業をいたしました。住所がわからなくなった方とか、亡くなった方等がいらっしゃいましたので確認し、それなりに対応していただいて、今この額になっております。

最近の滞納者につきましては、少額のうちに督促をして、あと返済の計画打ち合わせをして納めていただいております。残っている方につきましては、本当に——本当にという言葉はちょっと適切かどうかわかりませんが、生活が楽でない方ということで、この額についてはなかなか減らないというのが最近の現状でございます。以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 大原運動公園の野球場のネーミングライツでございますが、1 月 1 日から 1 月 31 日まで公募して応募をかけたのですが、そこでは応募がありませんで、引き続き継続して行った結果、1 社の方から申込みがありまして、現在、内部でそれについて稟議を回していると

ころです。まだ内部で全部決裁ができたということまでは至っていません。以上です。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 まず、固定資産税の滞納についてですが、これもやはり毎年同じような答弁をいただいているわけです。そして、あわせて時効にひとつならないようにということも指摘はされているわけですが、この時効になる前の手続と、これらもそれなりに担当課、担当部署のほうでは行っているわけです。それこそ一般の人たちに見てみますと正直者がばかを見るといふことのないように、払わないごねで中には——やはり私も商売柄そういったところに、直接は関係しておりませんが、滞納者のほうには私も十分に気をつけながら商売をやっているところがございます。まずこれらにとっても、十分に配慮した中で進めていかないと、滞納者についてはそれなりの理由があります。しかし、払わないでいいという理由はないのです。きちんとしたやはり義務が、納税の義務が、国民の義務ですよ。納税の義務があるということになっておりますのでひとつ。

その辺は住宅についても同じことです。住宅も1か月たまったのはまだまだ払えるのです。2か月も何とか払えるのです。ところが、言っても払わない、言っても払わないでなく、やはり自分が民間の家賃、民間の建物を借りるとこういう金額では上がらない、それで公営住宅のほうで賃料が安いということでそちらのほうにそれぞれ方向が向いてないか、ないかということになっているわけです。民間に比べて今の市営住宅、市有住宅については、一言で言うならば半値くらいの価格になっておるわけです。その中には当然入るときには滞納というつもりではないのですけれども、たまり始めるとなかなか難しい。

これも中には開き直りというのが出てくるわけなものですから、決してそういった賃貸借人については、一般に事情があってもというものは、これはやはりやむを得ない。そうでない限りには、やはり強い姿勢で徴収していかなくてはならないと思います。そして、市がこの滞納に対して滞納というものを、いつの時期に滞納というふうに見なしているか、見なすか、その辺をひとつお聞かせください。

それから、大原運動公園ですが、大原運動公園についてはちょっと私が先の冒頭の質問で聞けばよかったのですが、1月の確かに末で締切は、私もこれを確認しております。そのときにいなかったという説明を今いただいたのですが、そのネーミングライツの募集の仕方は問題がなかったのか。私はその辺も実際のところ途中確認したら、まだ話がないという話を受けていましたので、募集のかけ方に問題がなかったのかということも気にしておりました。

あと、やはりこれも金額的に、ここに乘っているのが100万円という数字で、それ以上を目指しておるといふ説明も受けていたのですが、できることならばやはりこれが200万円もしくは300万円、どこかの球場みたいに3,000万円ということは別にしまして、それが2年、3年でなく5年間くらいの契約更新ができるような形であればいいと思うわけですが、その辺がどういった内容であるか、この辺についてもひとつ説明をお願いいたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 滞納繰越の件ですけれども、今、議員がおっしゃったとおりで、とにかく



現年分につきましてもたまり始めると、もう手がつけられなくなるというのが実情です。これにつきましては2か月、3か月遅れた段階からとにかくそういうふうにならないようにということで、電話催告等を一生懸命心がけているところです。

それから、時効というお話がありましたけれども、時効につきましては、税ですので5年ということになっております。ただ、5年が過ぎたところから処分を考えるのではもう間に合いませんので、それについては2年とか3年とかまで、時効になるまでの間にしっかりとした調査を行って、その段階で執行停止をすべきものについては執行停止をする。それから財産等があって、怠慢で納めていない方については、しっかりと処分していくという方針でやらせていただいております。

○議 長 建設部長。

○建設部長 住宅につきましては、ひと月滞ると督促状を出させていただいております。滞納という部類には、3か月入っていない時点でカウントさせていただいております。以上です。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 大原のネーミングライツの募集につきましては、こういうネーミングライツ募集要項をつくりまして、12月の末からまず市内の各3商工会を通して各企業に配りました。また市報、それからウェブサイト等で全国に発信をさせていただきまして、そのほか各企業さんにも顔を出して、セールスに回らせていただきましたけれども、なかなか残念ながら思うとおりの応募がなかったということです。その後、募集期間は終わりましたが、各社にまた打診をして継続して募集をした中で、今回に至ったということでございます。

ネーミングライツのほかにネームプレート等の取りつけは全て応募者の負担になりますので、そういう分も含めて200万円、300万円というところまでは残念ながら今回はいきませんでした。今回の経験を生かしてまた今後やっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 今ほどの大原運動公園についてですが、これも私がちょっと聞き手の粗相で恐縮なのですが、大原運動公園そのものをネーミングライツで取り組んだのであります。それとも野球場、テニスコート、これから4月29日にはオープニングセレモニーも予定されております多目的グラウンド、そういったのが種別的にも分かれているわけですが、その辺はどういった形で募集をしたわけですか。その辺をひとつ確認したいと思います。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 おっしゃるとおりに大原運動公園がありまして、大きく言えば今後3つのネーミングライツを売ることができるという状況でございます。以上でございます。今回は野球場だけでございます。

○若井達男君 終わります。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 21 ページ、軽自動車税の滞納ですけれども、収納率が去年よりも、去年は19.5%ですけれども、ことしは17.3%、下がっているわけですが、以前も話をしたこと

があります。良い悪いは別にして、これがもし動いていない車であればいいのですけれども、税金を払っていない車で動いているということは、車検がない車。これにもし当たった市民の方がいたとすれば、半端ではない何て言うか痛手を負うわけです。警察と連携すればこういう面は間違いなくもっとよくなるのではないかと思いますけれども、それについてお聞かせいただきたいと思います。

続いて、前者とかぶりますけれども、31ページの住宅の滞納でございます。これは前年度と同じく240万円で、駐車場の滞納も前年度と同じ12万6,000円ということです。今ほどおっしゃっていた分で、今現在この市内の住宅の中に滞納者というのは、何世帯あるのでしょうか。教えていただきたいと思います。

そして47ページ、ふるさと納税でございますけれども、前回の一般質問でもしましたが、減反分を全部つくって市が買ってやると。これをつけることによって予算も反映できると思うのですけれども、市長の考えを聞きたいと思います。このスペシャルオリンピック分に出ていますけれども、これは目だしですが、大体どれくらいあればいいかというようなのがあれば教えていただきたいと思います。

そして57ページのショッピングセンターの借地料です。前年度よりも微妙ですけれども、小さいことですが、下がっているのですが、どうしてでしょうか。

あと道の駅で680万円のっています。去年の予算ではのっていないくて、今回680万円のったわけですが、これは大体運営してみて、これくらいは上がるだろうというような見通しで上げたのでしょうか。以上について問います。

**○議 長** 市民生活部長。

**○市民生活部長** 軽自の滞納ですが、こちらにつきましては議員おっしゃるとおり、納税証明がなければ車検が取れないという仕組みになっております。それで私どものところで、車検は大体2年ですけれども、その2年間分が納まっていない限りは、納税証明書のほうを出しませんので、基本的には車検を取る限りは、完納になっていなければ車検が取れないという仕組みになっています。

ただ、この中で残っていますのが、1年過ぎたところで滞納をして、そのままその車がどこかに行ってしまうと、ほかのところに譲ってしまった場合については、ほかのところの自治体で納税証明書を取ってというのが考えられます。そのほかに廃車をしたのだけれども手続をしていない、そういうようなのがあります。それについては今はインターネットのほうで照会をしますと、この車が廃車になっているというようなのが調べられますので、そういう状況が明らかになったものに――それを調べて、その分については動いていなかったわけですので、それが明らかになったものについては、ちょっと課税更正みたいな形でやっているというところもあります。

ただ、警察と連携を取って、この車が車検を取っていないところまでについては、ちょっと調べる方法がありません。私どもとすれば、しっかりと車検という制度があるので、これを利用してもらって、もう必ず車検時ではなくて1年目から滞納をなくするよう

に、どちらにしろ車検のときには完納になっていただかなければ車検が取れないわけです。そういう手段があるわけなので、これをまた適切に行っていきたいというふうに考えています。

○議 長 建設部長。

○建設部長 市営住宅の滞納の世帯ですけれども、市営住宅が 20 世帯、市有住宅 3 世帯、それと市営住宅の駐車場につきましては 12 世帯でございます。以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 スペシャルオリンピックスのふるさと納税の予算額でございますが、全体で 2,000 万円です。そのうち新潟市が 1,500 万円、当市が 500 万円でございます。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 お尋ねのショッピングセンターにつきましては、一応、課税標準が 8% という形でやっております、今回の予算は 109 万円ほどということにしております。道の駅につきましては、過去 3 年間運営をしてきて、今度は利益還元ということでその売上額に基づいて計上させてもらいまして、一応今までの実績を見ながら計上させていただきました。以上です。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 まず軽自動車ですけれども、まあ動いている車だとすると、本当に市民にこれが当たったときには、当てられた方は最悪になるので、その辺をやはりしっかりやっていたらと思います。

31 ページのその住宅ですけれども、非常にこれもいいところだと待っている市民の方がかなりいるわけです。多分、今、言った方は、まだ苦しいかもしれないですけれども、払える能力があるからついてくる滞納だと思っていますので、しっかりその辺をやっていただきたい。待っている人もかなり多いですので、その辺をしっかりやっていただきたいと思います。

ほかの点についてはわかりましたけれども、ふるさと納税の感じは市長いかがでしょうか。47 ページ。

○議 長 市長。

○市 長 少なくとも平成 27 年度について特典をつけてどうしようとかということは一切しませんということを申し上げておりますので、今のところはそういう状況。特に特別な感想は持ってありません。

○塩谷寿雄君 終わります。

○議 長 10 番・林 茂夫君。

○林 茂夫君 3 点ほどお伺いしたいと思います。ちょっと簡単なほうからといいますか。47 ページの 15 款の 2 項、溶融スラグの売り払い収入ということで、これは本当に聞きに行けばいいのかもしれませんが、昨年の予算書にはこれは出ておりません。ことしのこれは桁が違うのかなと思って何度も見て、説明を聞いていたのですけれども、これは 1 万 2,000 円ということなのか。この点について、委員会等で視察等までしていろいろな話を聞いてきているわけですけれども、こんなものなのかなということや、いろいろなほかの経費がかかり過ぎてこうい

うふうな値段になってしまうのか。その辺のところ、こういう場ですので説明をいただければと思います。

2つ目であります、同じ47ページの前議員と重複いたしますが、ふるさと納税のことについてお伺いいたします。説明を聞いてわかりましたが、今回一般質問でこれもぜひやりたいなと思っていたのですが、ちょっと落としました。ふるさと納税については市長の方針とかいろいろあって、そのことについては理解をしているつもりですが、今回スペシャルオリンピックスの分ということで、新たな、自分ではなかった視点が今回説明がありまして、こういうふうに予算化されているわけです。

この問題の中でもう1点、どうしてもこれをやってほしいなというのがありまして、実は健康スポーツ連邦とか何か、昨年シンポジウムがありました、あそこでパネラーの三浦豪太さんと知り合うことができました。その後いろいろ話を伺ったりする中で、ああ、そういう視点もあるのかなと思った中で、まだほかに全国でも余りやっていないということを知っているのです。例えば当地には例の小野塚彩那さん選手がいっぱいいますけれども、こういった活躍ぶり——ずっとなかなか資金が足りないとかいろいろな問題があったことは、ここにいる皆さんが全てご存じのことですが、こういう活動に対してふるさと納税というのが、このスペシャルオリンピックスも本当にそう思いますけれども、一番合う、ふさわしいものなのではないかなというふうに思います。

例えば今回27年度で新潟市さんとやるということはわかりましたけれども、その中で例えばこういうものが新たに加えられて、もう一方の視点が加えられて、さらに全国にアピールできることになった場合に、その中で例えばそういうスポーツ活動について何割はこの部分、何割はこの現役の選手の支援部分とかというふうなことを書いて、今年度の予算の執行の中に組み入れることが可能ではないのかなというふうに個人的には思っております。そういう視点もここにできないものなのかなということで1点お伺いします。

3点目、57ページであります。これも前議員と重複いたします。道の駅の直売所の営業利益分配金の問題ですが、680万円、こういったものが出て、今年度からこういうふうになったというふうに思っていますけれども、これについては出資者に対して分配金なのだろうというふうに思うのです。そういう決め事の部分というのを余り今まで気にしていなかったのか、聞き手の粗相で聞いていなかったのかわかりませんが、その辺があれば教えていただきたい。今後もこういう形の比率等が決められていってなるのか。また例えばこれが少なくともいいというこちらの判断があった場合に、そこに生産農家さんたちがいっぱい出しているわけですが、そういったものへ還元される部分のほうで、より厚みを持って対応してやることができるものなのか。その辺のところをお聞きしたいというふうに思いますので、以上3点、よろしくお願ひします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 溶融スラグの件です。こちらにつきましては単位が間違っているのではなくて、1トン当たり250円で約50トンの売却を予定しております。議員おっしゃるとおり、こ

とし初めてこの予算に計上させていただきましたが、国、それからほかの自治体等で使っただけのようになりましたので、協会のほうでこれについては購入をしていただいて、当然取りに来ていただいて、現場渡しで購入をしていただいて使っていただくということで考えております。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 2点目のふるさと納税、これは健康ビジネス協議会のほうからのご提案ということで、昨年の11月に湯沢のナスパのほうで開催されました協議会の際も、その会議の中で提案が一部あったような内容だと思います。私のほうも具体的なこういう形でできないかというようなことは以前から相談を受けておりますけれども、これを、先方からのご提案のとおり、例えば小野塚彩那さんを指名してつくっていくということは、ちょっとまだ今の段階では難しいかなというところです。県のほうもそうなのですけれども、特定の選手をめがけたこの制度の活用というのはなかなか難しいだろうという状況で、今、協議をしている最中でございます。

南魚沼市の場合は棚村基金等もございまして、スポーツの振興等をやっているわけですがけれども、ほかの選手にどういうふうに割り振るかとか、そういったしっかりした仕組みづくりをつくった上でないとちょっと実施できないかなということで、今のところはまだここに上げさせていただいていないという状況でございます。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 道の駅の件でございますけれども、今まで3年間やってきたわけですが、当初、これは当然、市が設置をしまして、指定管理者のほうにお任せをするということで、いわゆる家賃等については当初の段階ではどれだけ売り上げが出るのかという部分は全くわからなかったものですから、そこら辺の決めはしませんでした。この中で3年間を経過しまして、大体毎年状況を見ますと利益が出るという部分であれば、家賃相当額としてある程度市のほうにもその利益が出た分を入れていただくということで、今回、募集の中でそういうことをしたわけです。

出荷者のほうにも当然、当初手数料的な部分で、指定管理者のほうでもどの程度の手数料が適当なのかという部分はなかったのですが、県下でも意外と手数料が低いもので設定してもらっておったのですが、市のほうとしましても、やはり出荷者にまず還元をしていただくという部分で、今回も昨年でしたか、いわゆる出荷者の手数料も値下げをさせてもらったという話を聞いております。

トータルとして最終的に利益が出れば、定額の家賃ということでなくて、最終的にそういった出荷者に、いろいろな経費等々還元してもらった中で、最終的に利益が出たら市のほうにその家賃相当として入れていただくということで、雑入のほうに予算を計上させてもらったものです。以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 本当に素朴な質問で大変恐縮でございますけれども、19ページの3点ですが、

まず1点目の市税の件でございます。本当に素朴な質問で大変申し訳ないのですが、今、当市においては大型予算というか、施設関係でもかなり投資をしております。また、災害等も残念ながらありました。その中で今までにはないくらいの予算計上をしている中で、ここにありますけれども、法人税等が今度は税率が下がるとはいえ、なかなか市税に反映していないという部分。何がそういうふうな部分になっているのだろうか。本当に率直な質問で大変恐縮でございますけれども、その点を1点お聞かせいただきたいと思っております。

2点目でございます。これは27ページと59ページと両方の部分で、保育園と学校給食費の部分で、入園費と学校給食費の件ですけれども、説明があったように児童手当から充当できるはずだけれども、こういう滞納が出ているということでございます。何が一番そういう部分でそういう形になっているのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

それと3点目であります。関連で前者と共通する部分がありますけれども、47ページの溶融スラグの件でございます。ちょっと私が勉強不足で恐縮でございますけれども、当市においてはJIS規格として溶融スラグを今度はいかに売るかという形で、製品としてでしたですか、開発、企画を登録してやっておりますけれども、その推移等は今どのような形になっておりますでしょうか。お聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 法人税ですけれども、こちらは先ほどもちょっと説明をさせていただいたのですが、税率改正がありますので、先ほどのとおり約3,700万円ほど例年に比べると影響が出て下がるということ。そのところを踏まえた上で今年度につきましては、昨年度とほぼ同様程度の税率を見たということで、実質的には約10%程度法人税のほうは伸びるのではないかという見積もりをさせていただきました。

国のほうでも税率改正を見込んだとしても、約11%くらいでしょうか、昨年と比べて伸びるというような予測をしておりますので、ちょっと国の予測よりは私どものほうがちょっと低いというようなことにはなっておりますけれども、一応、伸び率のほうは見させていただいたという内容です。

それから、大型事業のほう、投資のほうがされていて、その分がなかなか反映をされていないというようなことがありましたけれども、建設業につきましても、これはまだ平成26年度の実態ですけれども、個別に見ますと、やはり建設業でも伸びている企業と、それから伸びていない企業とあるというようなことで、建設業だからといって全てが伸びているという状態ではないという状況になっています。

南魚沼市の場合、製造業が多いわけなのですが、こちらにつきましては比較的順調に伸びている企業のほうが目立つかなと。それで、先ほども今回の法人税の見積りに当たっては、上位10社程度のアンケートをさせていただいたということですが、その内容を見ますと、前年実績に比べて約半々というような感じ、伸びている企業が半分、それからちょっと事情があって落ち込んでいるというような企業も見られました。以上です。

それから、溶融スラグです。溶融スラグにつきましては、先ほども説明をしましたとおり、

こちらについてはぜひ建設材料として使っていただきたいということでお願いをしています。それで、国のほうでは歩道とかの2次製品のほうに溶融スラグのほうを使っていただくということで、現実に使い始めていただきました。県のほうにもこれについては土木部にお願いしたり、振興局にお願いして、とにかくこの部分については使ってほしいというお願いをさせてもらっていますが、それについては、まだ、必ず使いますという回答を得られておりません。そういうような状況の中で、とにかく今まではスラグ自体についてJ I S規格を取っていたわけなのですが、今度は2次製品自体のJ I S規格を取って、そうすれば新潟県のほうでも使っていただけるのではないかと。そうすると、かなりのまとまった量をこれから購入していただけるのではないかと。今そのような状況になっておりますが、まだこれについては最終的な解答はもらっていませんが、平成27年度も今までの方針どおり、これについては資源ですので、ぜひ使っていただきたいというお願いを続けていきたいというふうに考えております。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2点目の滞納の関係であります。保育料の滞納繰越分、実は平成26年度に繰り越された分で、平成25年度分の滞納繰越が2,300万円ほどありました。その中で私ども子育て支援課の職員が伺って納めていただいた分、それから新たに発生した分も含めまして、2月の中旬現在で約2,500万円ほどあります。今のところ142名の方が納めていただけていないということですが、先ほどお話がありました児童手当から振りかえていただいた分というのが、32人で、164万円というふうになっています。

もちろん、児童手当ではなくて、ほかのところから納めていただいた方もいらっしゃいますし、児童手当だけでは足りない部分もありますので、前年度と比較して若干増加気味ではありますが、そういったことで徐々に増えたり減ったりはしていますが、なかなかそれが減少につながらないという状況であります。

児童手当から振りかえることにつきましても、本人同意をいただけない方もいらっしゃいますので、なかなか全員の方からはそういった形では納めていただけないという状況です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 学校給食の滞納でございますが、平成26年度につきましましては、3回児童手当のほうから振りかえをさせていただいております。これについては学校の事務費とそれから給食費と集めた中を折半するというようなことになっておりまして、学校給食のほうには一応半分というようなことであります。全体として135万円ほどことは協力をしていただいております。支出のほうですが、年3回でございますので、その期によって、世帯数が違いますが、5世帯から12世帯くらいの方から支払っていただいているということです。以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 市税のほうからしますと10%くらい上がる見込みであるというふうな部分があります。それを聞いて安心しました。例えば個人税にしましても、前者ともダブる部分があるかもしれませんが、賃金にどういふふうに影響しているかという部分を、やはりきちんと見ていってもらいたいという部分ですね。やはり、せつかくのこういう今の時を逃がして

は、なかなか厳しいなど。私どもが本当に経済がよくなってもらいたい、また、いろいろな部分で市内の業者の方に頑張ってもらいたいという部分で出しているわけですので、ぜひ、そのところを注視していただきたいと思いますというふうに思っております。

それで、スラグの件ですけれども、今後見通しがあるということですから、支出のほうで見ても7万8,000円という登録料を支払っているわけですので、今後ずっと——今までもそういう部分をつくってきて、何年もたっているわけですので、本当に実際に売れない、資源として生かしたいわけですけれども、なかなか国がそういうふうに動いてくれないということになると、このJ I Sの規格の考え方ですね、ということもやはり今後考えていかなければいけないのではないのかという部分もあります。

できるだけそういう形で、今度、下水道関係もどんどんなくなるわけですので、そういうことを考えたときに、この部分がすごく心配になってきますので、ぜひ推進をしていただきたいと思いますと思っています。

3点目、あと次の保育園と学校給食の辺でありますけれども、了解いたしました。その中で私はやはり本当に困っている方は、なかなか難しいと思います。また、そうではなくして、やはりぜいたくをしている中で払わないという人の、その見分け方という部分ですね。それで、やはり今、制度には減免制度という部分もあるわけですので、そこを本当にきちんと、やはり一人一人の顔が見える、生活が見えるような、そういう対応というものを今やられていかどうかという部分を確認したいと思っています。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 個人の所得につきましては、私どもの税務課のほうでは毎年度税の状況について給与所得がどうであったというような調査をしておりますので、それについて分析のほうをさせていただきたいと思います。

それから、溶融スラグですが、先ほど議員さんのご指摘のとおりでして、私どももこれが、もしこちらのほうで使えないということになると、県外とかに持ち出してそちらのほうで今度は処分という形になりますので、逆に運搬費もかかりますし、それから処分費のほうもかかってきます。これがもし売れるということになれば、その分が先ほどの多少の金額ですけれども、これについては有価物になるわけですので、これについては議員と同じ気持ちでいます。

本当にこれだけJ I S規格も通るような優良な製品であるにも関わらず、やはりその辺が伸びないというのは、やはり国の制度設計のほうもおかしいのではないかということで、これについては市長会を通じて要望書も上げているところですし、ぜひ、環境省でしょうか、こちらのほうでそのような制度をもう一度設計してくださいということのお願いをしています。本当にこれは私どもの切なる気持ちですので、これからも県、国に対して働きかけを詰めていきたいというふうに考えています。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 今、見分け方とかいろいろな話がありましたけれども、現実にはまず、先ほどちょっと部長のほうから話がありましたが、児童手当等から天引きにする場合は、私ど



も個々にお願いに行きます。あるいは電話等でもまたお願いもします。ただ、どうしてもやはり受けていただけない方もおられます。私どもは臨戸徴収、それから随時電話等でお話をするわけですが、特に今のご指摘にあった、例えば生活に本当に困っている方とか、そういう方について私どもは当然、話に乗りますし、中に長いのは、もう10年くらいたっている方もいらっしゃいます。でも、毎月例えば1,000円でもお支払いいただきますので、それについては私どもは自宅に伺っていただけてくるということをしてしておりますので、ご指摘のように、顔をよく見て、それから話をよく聞いて、それでできるものはお願いをするという形でもって、そういうスタンスでっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 学校給食のほうの滞納でございますが、学校給食センターの職員と学校教育課の職員でチームを組みまして、個別訪問をしております。それで、できるだけ顔を見て、その事情に応じてできるだけ納めていただくようお願いをしております。

それからあと現年分につきましては、学校のほうでその現年で滞納にならないようにということで、いろいろな形でお話をして、何とか滞納にしないような形で進んでおります。以上です。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 必ず聞いているのですけれども、22ページの都市計画税。今回、評価額の見直しですが、平成27年度あたりには都市計画税を廃止できればなど過去に言っていた記憶があるのですけれども、今回残念なことになっていませぬが、今どういふふうな考えをされているのか。また、昨年、説明会なども都市計画課のほうでは出ていましたし、そのときにも都市計画税どうなるのだというふうな話もあったと聞いていますが、そのところを踏まえながら聞いてみたいでせう。

あと29ページ、市営住宅です。同じようなこと、全然私は違ふのですけれども、実際管理とかのほうにもちょっとかかわってくる。必ずあるのが、私はこう思うのが、入ってからなかなか出せないわけです。今、確か私が委員だったのは8年くらい前だったのですけれども、そのときは滞納していると入れないというのがあったと思うのですけれども……（何事か叫ぶ者あり）今もあるというふうな声がありましたけれども、それはそれとして、入ってから今度は近隣とトラブルを起こす人がいて、なかなかその周りを入れられない、あけていふふうなのがあると聞いているのです。入居者の審査、市税の滞納について今度はチェックをしている点もありますし、あとは近隣トラブルとかそういうふうな調査もちょっと必要ではないのかなというふうな思ひがあるのですが、どうなのでしょう、という点を聞いてみたいでせう。

ふるさと納税についてはもう先ほど前の方が言ったので、ちょっと私もやれというふうな頭がありますけれども、57ページの、あと道の駅直売所です。いつも直売所に関して、運営に関して注文をつけたりもしてありますけれども、こういうふうな声も当然聞いていると思うのですが、あそこには精米機がなく、精米したてのやつを売りたいというふうにごこの管理者の方はちょっと思っていると思うのです。私はそれはいいことだと思ひます。

やはり、いろいろなところに米を見に行ったりとかしたときに、精米したてのやつを売ることによって、またこれは精米したてだ、物語ができるということで、私はこういうのをやっていくべきだと思うのです。なかなかスペースがないとか、あとは電源がないというふうな話。200ボルトがないとか、何かそういうふうな話も聞いたりもしたのですけれども、そういう点をクリアできないのかなというふうな思いがあるのですが、ちょっと聞いてみたいです。

あとそれと直売所、市長もこの間の答弁の中で、あそこを免税ショップにしていきたいとかいろいろ言われていたと思うのですが、免税ショップにしていくのは私も大賛成だ、いいことだと思います。市長はあ那时候、強く自分の思いを指定管理の農協に伝えていくというふうに言ったわけですけれども、じゃあ、一般農家さんの米に関してはどうなったのかなというふうな思いがあるのですが、そのところ答弁いただけるとありがたいのですが。

○議長 市長。

○市長 都市計画税については残念ながら平成27年、平成28年に見直しは、立っておりません。と申しますのは、財政的な部分もありますけれども、今、都市計画見直しもちょっとやっております、その辺も含めてということになろうかと思えます。少なくとも平成27年はもうこういうことで課税をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから、道の駅の部分について、精米機がどうかというのもあとでちょっと答えますが、免税関係は一応、JAの組合長さんには、そういう方向で交渉に入りますが、ということは伝えてあります。

そして、申し上げておりますように、どなたの米も全部扱えという、簡単に言うとそこになりますと、それは我々が強要できるものではないので、そういう特殊な要件が出たときに何とか対応できないのか、それは相談してみますということで話は聞いているところです。それ以降はまだ私が確認はしておりませんので。

ただ、条件というのは必ずありますので、その辺も十分、出そうという方も心得てやっていただかないと、言えば何でも私たちは特権が通るみたいな感じではだめだと思っておりますので、これもまた新たな年度に向かったの協議といいますか、検討の一つだというふうに思っております。以上です。あとはでは、お願いします。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 都市計画税の件ですけれども、昨年から用途見直しで地区に説明に行っている際にはご質問が出ます。そのときは今、市長が答弁しましたように、最終的にはゼロとしたい考えはあるにしても、今現在はまだめどが立っていないというふうな説明でご協力をお願いしております。

それと市営住宅の近隣とのトラブルの方々についての関係ですけれども、入居の際には私も住宅困窮者としての聞き取りは行っておりますけれども、その時点でどういう性格かというところまでは把握しきれておりません。実際、入居なさってから近隣の方とトラブルが起きている例もゼロではありません。その辺についてはその住宅の班長さん等と相談をしながら、

対策、対応を取らせていただいている状況でございます。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 道の駅、精米機等の話がございましたけれども、市のほうとしてそれを制限するといえますか、そういうことはありません。それこそ指定管理者のほうで、販売等の強化のために、提案をしていただければ、それが可能であれば当然していただいて、その判断でしていただくというのは十分だと思います。

ただ、施設の例えば増築とか、改造とかそういったことになると、今ある施設をお願いしているわけですので、当然協議をした中で、できる、できないという部分が判断をされるということになろうかと思っております。

それから、市長が答弁しましたけれども、米の販売等につきましても、これは条件がいろいろありますよといういま話があったわけですがけれども、今回、指定管理のほうはJAさんですので、それこそ出荷している組合員の皆さんがいるわけですので、その辺との当然兼ね合いも出てくるものだというふうに思っております。以上です。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 まず、そちらのほうからいきますけれども、近隣トラブルがあつて、部屋をあかせているという、政策空き家をしているというふうにちょっと聞いているので、班長さんに任せておくというのも酷だと思うのです。市のほうがかかわっているというのもわかるのですが、最初から空き家根拠の調査ができると、その後のことはわからないというのがありますけれども、近隣の自治体とか、先進事例とかはどういうふうにやっているのか研究をしていただければと思います。

あと、直売所については何となくはわかっていますよ。ただ、特権だなどと思って言っているわけではなくて、金賞を取った人が言っているわけではなくて、私はいろいろな米を置くべきだというふうな思いの中で言っています。

あと、精米に関しては、スペースがない。増築とかをさせてほしいとか、そういうふうないろいろな制約がある中というのもわかるのですが、早いにこしたことはないのではないのかなというふうな思いがあります。あと重点「道の駅」候補になっているということであれば、これからまたもっと人が来ると予想されるわけです。今でも駐車場が足りない。あとは遊具がすごく混雑しているときは、めちゃくちゃ混雑しているわけです。そういう点でまたぜひ、駐車場を拡張したり、あとは遊具を増やしたり、あと先ほどの増築で攻めることも重要じゃないのかなというふうな思いがあるのですが、そここのところの考えを聞かせていただければと思います。市長、にやにやしているのです市長でもいいですよ。はい。

○議 長 建設部長。

○建設部長 トラブルの件につきましては、班長さんにお任せをしているということではなくて、班長さんと一緒に対策を練らせていただいている。当然、市のほうも直接ご本人と話も継続しております。そしてまた近隣の実態、対策等につきましては研究をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 議員さんがおっしゃるとおり、あそこの道の駅全体を活性化するというところで、その方向であれば、運営委員会等もごさいますし、ただ直売所だけということではなくて、あそこの今泉も含めた中でそういったことが必要であって、なおかつ施設整備にある程度お金が必要になってくるということになれば、それはまたそれで私どもとしても要求をしていくということになろうかと思っております。以上です。

○議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1点お願いいたします。43ページ、農林水産業費県補助金の多面的機能支払補助金の件でございますが、平成26年度、昨年旧町12協議会で各集落で取り組みを行いました。成果、課題等もたくさんあったのではないかなと感じています。そういう中でこの年度末にきて事務処理とか、平成27年度に向けての地域の声だとか、課題とか、要望とかも出ているように感じています。この多面的機能支払補助金の県の検査というのはもう終わったのでしょうか。これからなのでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 多面的機能支払については、平成27年度からは今度、いわゆる法的な裏づけによってということが出てきているわけですが、平成26年度につきましては、今の市のほうの検査といいますか、それをやっているところでございます。

○議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 わかりました。やはりまだまだ取り組みが初めてだった集落等もあったり、いろいろな課題があると感じたのですが、平成27年度に向けてやはり問題点とかをきちんとして、また平成27年度につなげていただければなと思っています。なかなかデジタルカメラ等での写真等の整備も必要という中で、やはり撮り忘れたとか、結構シビアに何か取り組みをしなければならないというところがありますので、平成27年度の指導、今後どのような形で進めていくか、もう1点伺いたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 議員さんもお承知だと思うのですが、ことし大々的に取り組んで、今までは集落全体として取り組むというような形ではなかったわけですが、なかなかいわゆる事務的な部分が非常にやっかいであるというようなことから、なかなか広がらなかったという部分が、それを広域的な組織にして、事務員を専用においてということであったわけですが、やはり取り組みの中ではまだ慣れていない部分がありまして、そういったいわゆる記録という部分で若干不備なところもあって、それは指導、検査の中で指導させてもらっているということでございます。

2年目、3年目になってくれば、これはかなりスムーズに行くのではないかと。またその経験を生かして、あるいは市のほうの指導等によりまして、その写真の撮り方ですとか、対象になる業務ですとか、そういった部分も徐々に精査されていくのではないかとと思っておりますし、市のほうとしてはもう少しこれを広げていきたい。いまカバー率として約九十二、三%ですか、

いっていますので、もう農振農用地をほぼ網羅しているということだと思うのですが、あとは取り組みの仕事の業務の内容といいますか、そういったものをもう少し充実をさせていくような方向でまた取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 ちょっと新しい事業もありますので、聞いてみるだけになるかもしれませんが、3点くらいになると思います。

まず35ページ。防災機能強化事業交付金がありますけれども、ちょっと説明もありましたので私が聞き漏らしたのかもしれませんが、小学校の分は、多分これは浦佐小学校の天井のところだと思うのですが、中学校のところもありますけれども、この事業の説明があったのかもしれませんが、そこはどのようなところの、防災の関係の機能強化をするのかというところがまず1点。

主には39ページですけれども、これは子ども・子育ての新制度の関係でちょっとお聞きしますけれども、39ページに施設型給付費県負担金というのがあります。これは国の負担金もあるわけですが、これは33ページにありますけれども、これら、例えばこの県負担金にしますと、平成26年度は5,400万円くらいで、保育所運営費県負担金という形で入っていたと思うのです。今度は制度が変わりまして、施設型給付費県負担金ということになって7,800万円ということになったわけですが、この負担金の負担率です。国2分の1、県4分の1、市4分の1みたいな形になるのかというところ。そしてまたここだけでもそうなりますと、率は変わらないにしても相当金額が増えるのですけれども、この新制度によって保育の運営の関係でどの程度金額が増えるのかというところを、これは歳出でもいいのですけれども、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それにもう1つ関連して41ページ。これも子ども・子育ての支援の新制度の関係だと思うのですが、放課後児童健全育成事業の県補助金が、9,400万円くらいありますけれども、この部分についても平成26年度も、名称は多分違っていると思うのですが、これに類した補助金があると思うのです。補助率、そしてまたどの程度——ちょっと探せませんでしたので、どの程度増えたのか。市の負担がどの程度増えるのかというあたりもちょっと教えていただきたい。

もう1点だけです。41ページ、労働費の県補助金でありますけれども、この部分が補正で平成26年度予算がついたのを、雇用の関係ですけれども落とした部分だというふうなその継続だと思うのです。ここの今度歳出のほうを見れば、地域・ひとづくりということになっているのでそういうことなのでしょうけれども、前年度も途中で落としたというのもありますし、歳出の地域・ひとづくり事業みたいなおおざっぱなくくりになっているのですが、今年度のところにはきちんともう具体的に、どのようなふうなことで取り組んで雇用の拡大を図るのかというところが、もう当然決めていると思うのですけれども、そういうところを決めての補助を受けているのか。歳出でもいいのですけれども、ここに出てきましたので、この点を聞いてみたいと思います。

○議 長 教育部長。

○**教育部長**　こちらについては小学校、中学校ともつり天井、それからあとバスケットゴール、あと照明等々天井にあるものが落下して児童、生徒それから緊急時に避難していた人たちに影響がないようにということで改修をするわけでございます。中学校の部分ですが、一応今のところはっきりわかっているのが大巻中学校の武道館のほうを改修したいということです。あとそれ以外のところにつきましては、今年度合わせて調査をしまして、順次進めていくということでございます。以上です。

○**議　長**　子育て支援課長。

○**子育て支援課長**　まず最初のいわゆる施設型給付の関係で補助率、あるいはどのくらい増えるのかということでございます。補助率と申しますか、いわゆる今度は公定価格というふうに、国がまず価格を設定します。その金額から今度は各いわゆる私立保育園が徴収する保育料を差し引いた全額が、いわゆる補助率という形になりますので、国が何分の1、県が何分の1というよりはそういった形でされておりますので。

その次に学童保育、放課後ですが、これにつきましても、一応県のほうで一応3分の2という形で補助が出ております。ただ、今回国のほうでは学童保育をさらに充実するというので、かなり補助率を上げる可能性もあります。ただ、これも、まだ東京のほうのいわゆる説明会の段階でございまして、どのくらい最終的に増えるかというのはちょっとわかりませんが、一応そういうような形で、これよりさらに充当させてくれるのだろうというふうには期待しております。とりあえず以上です。

○**議　長**　産業振興部長。

○**産業振興部長**　41ページの緊急雇用の関係でございしますが、例えば平成26年度の場合ですと、事業としては平成25年度で終わっているもの、あるいは今回平成27年度で予算にのっているもの、平成26年度で事業的には終わっているのですが、その継続ということで1年間の雇用の関係がございまして、その継続ということでやっております。

事業費がある程度、予算の段階と途中で変動するという部分がございまして。これは当初、業種というかその内容、事業の内容を決めて、ハローワーク等に募集をかけて、認可を受けてからやるというわけですが、例えば5人を予定するところが4人しか集まらなかったとか、そういった変動もございまして、事業費は多少前後するという部分はございまして。平成27年度、ここにのっている予算につきましては、ひとつくり事業ということでありますけれども、これは平成26年度で一応事業は終わっているのですが、途中からでしたので1年間の継続ということで予算化されております。以上です。

○**議　長**　子育て支援課長。

○**子育て支援課長**　ただいまの、佐藤議員の最初の施設型給付の関係で、ちょっと私の説明が誤っておりましたので、訂正させていただきます。

施設型給付と私がそのいわゆる保育料、引いた分という話をしましたが、それは市が出す分でございます。その施設型給付は先ほどちょっと申しましたが、国のほうで手当するわけですが、今回消費税を上げる中で、いわゆる保育の質の改善、それは例えば保育士の給与改善と

かそういったものをさらに上げるということでございますので、最終的にこれが——それとあと各保育園のいわゆる入園児の例えば年齢構成等で、これもまた全部変わってきます。

ただ、今の時点でどれだけ増えるかというのが、いろいろ毎年変わってきますので、どれだけ増えるかというのはなかなかちょっと難しいのですが、ただ現実的には今増えておりますので、その反対にまた市のほうの持ち出しというか、市のほうの負担分も増えていくという形になります。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 先ほどの緊急雇用の関係で1つ訂正がございました。ひとづくり事業についてはまだ継続しておりまして、その前の企業支援型の事業とか、あるいは震災関連とか、そういうのが平成25年度で終わったり、平成26年度で終わったりということで、いずれにしても年度の途中で始めたものですから、1年間だけはその緊急雇用事業が使えるということで、継続事業で計上されているということでございます。以上です。

○佐藤 剛君 はい、終わります。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 35ページ、総務管理費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金についてお伺いいたしますが、3,035万5,000円であります。これについて去年国会を通っている問題ですが、非常にまだ整備が進められる途中という話の中で、既にこういった形の取り組みが末端の自治体で行われているということでもあります。これについては、国とすれば長年の懸案事項。非常に問題があるという認識の方々も大勢おられる中で、これに取り組むに当たって市民のメリット、そして今度は執行者側、行政サイド等のメリット、これについてお聞きしておきたいと思います。

もう1点は36ページ。国庫支出金の中で自衛官募集事務委託金1万4,000円とありますが、これについては実績等からのお金なのか。大体その募集状況をひとつお知らせ願いたい。また計画を知らせていただきたい。

○議 長 総務課長。

○総務課長 まず、マイナンバー制度の市民へのメリット、それから行政等のメリットというようなことですが、まず市民のメリットとしましては、一番は福祉関係の手続等のときに所得証明とかそういう添付書類が必要な場合がありますけれども、そういう部分が必要なくなるという部分。それからこれも福祉関係ですけれども、生活保護等を受ける場合に、所得の把握が不十分で後で返還金等が出たり、または受けられる制度だったのに受けられないというような場合がありますけれどもそういう部分、所得の把握がきちんとできるということで、公平感が増すというような部分が一番大きいかと思います。

行政については、各市町村間や国の機関との情報の提供、その部分が今まで文書や郵送等で処理していたものが、電子データで受け取れるというような部分になりますが、主として行政のほうは国のほうのメリットが非常に大きくて、市町村レベルになりますと、そう大きなメリットは今のところ国ほどはないというふうに感じております。

あとデメリットと言っでは何ですけれども、これに伴いまして、届け出のときにマイナンバーの提示と申しますか、番号の提示と本人確認という部分が発生してきますので、非常にその部分が大変になるという逆の面が出てくるというふうに、今のところ予想しております。

それから、自衛官の募集ですが、こちらにつきましては法定受託事務として自衛隊法の施行令に基づいてやっておりますが、こちらについては広報が主ですので、市報で何回か載せたという回数に応じた定額でいただいております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 このナンバー制で3,035万5,000円という部分の内容にも若干触れていただきたいと思っておりますので、質問しておきます。

それからこの制度については、言われるように福祉とか、あるいはそういったその生保関係、所得の把握というのが既にされているということだと、そういう情報を持っていると、こういうことだと思うのです。ところが、今現在も各その分野で、それぞれの方法で確認なりはしておられるわけでありまして。そういった中で住宅リフォーム事業などではそれを申込書の段階で印鑑を、承諾を得て、収入、納税等を調べられるという形を取ったりして今現在は対応しているわけでありまして。

それが今度のこの法律というのは非常にどこまで……

○議 長 簡潔にお願いします。

○岡村雅夫君 大事なところですのでちょっと待ってください。どこまで把握しているかということが個人には非常にわかりにくい部分があります。ですから、この情報、マイナンバー制というのは、どうしてもこれをやらなければならないのか。今、各自治体でこれに全部取り組んでいるのかどうか、もう少しきちんと説明をしていただきたいと思っております。

よく解釈しますと、あなたは生活保護の対象ですので、申請をしてくださいというようなことに行政が使うのであるならば、その困っている方々、申請を知らない方々は救われる部分があります。ところが、そういう制度自体は申請主義だということになるわけでありまして、網がかかってこないということで、非常にメリットの部分をもう少しきちんと体系化していくことによって国民の理解を得るとかという形でないと、何に使われる情報だかということが非常に大変不可解な部分だというふうに言われております。その辺の周知を1つの方向、制度的に上から来る周知と、それに疑義を持つ方のほうからの意見の周知というのを、行政としてはするべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議 長 総務課長。

○総務課長 まず取り組みについては、これは番号法に基づいて全自治体、それから国の機関が取り組む必要があります。既に全国の自治体が準備に入っていると思っております。当市もシステムの改修、それから特定個人情報保護評価等の準備はしておりますし、新年度に入れば4月1日の市報でも市民の皆さんに概略版をお知らせするという予定にしておりますし、ウェブサイト、それから10月には個人番号通知カードを各市民の皆さんにお送りすることになりますので、その前までには逐次情報を出していきたいというふうに考えております。



失礼しました。平成 27 年度の市政懇談会のテーマでも、市民の皆さんにお知らせすることにしておりますし、出前講座等も予定しておりますので、出向いて説明してほしいということであれば対応をするようにしております。予定しております。

それから、何に使われるかというような部分については、社会保障分野の手続では番号の告知をしていただくというような形で、かなりいろいろな分野がありますので、この辺についても 1 回でばっと全て出すというような形はなかなか難しいですし、該当する部分、しない部分、市民の方もいろいろな部分になると思いますので、周知の方法をまた検討していきたいと思っております。あと、そのほかの部分は情報管理室長からお答えいたします。

○議 長 情報管理室長。

○情報管理室長 補助金の明細であります。まずシステムの改修費として 2,381 万 9,000 円。これは税、住基、福祉等の改修費に当たります。それと中央のほうでオンラインとしてクラウドで運用を一部します。そのこの部分の負担金として 653 万 6,000 円、計で 3,355 万 5,000 円となります。以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今現在も国民のプライバシーについては、非常に電子化されたがためにいろいろな問題が起きているわけでありまして、それが一手にこういった形で収集された情報を得るわけでありまして、そうするとこのプライバシーをどう守るかが、やはり一番問題だというふうに言われております。これについては非常に大きな問題を起こしはしまいかという懸念がありますので、そういう点からもかなり考察をした上で取り組んで、あるいは説明をしていただきたいというふうに考えます。

非常に今、情報では、末端では作業が遅れているそうです。これは国の都合でやっていることであって、住民の要求ではないということが一番の問題だそうです。以上です。

○議 長 20 番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 まず、ちょっと誤解している部分もあるかもしれませんので、それを確認したい意味で質問をさせていただきます。

歳入全般なのですけれども、その中で基金取り崩し繰入金、ことしは 7 億円。去年、これ財政調整基金と合併振興基金なのですが、どのくらいあるのか。ちょっとこの表ではわからないのですけれども、14 億 1,900 万円と入っています。これだけ取り崩して、さらに市債です、借り入れが昨年 39 億 9,000 万円、ことしは約 49 億 9,000 万円ですから、約 50 億円。

さらに、歳出のほうを見ますと、公債費は昨年が 51 億円、ことしの予算は 49 億 8,100 万円と、捉え方によっては自転車操業ではないかと。当然、今、大きな建設事業が、病院であるとか、あるいは魚沼荘、あと今後は統合中学とたくさんあって、そうした財政需要からこういう状況になっているのだと思うのですが、今後のそうした、投資的な大きな建設事業等を考慮した場合、こういう構造はいつまで続くのか。今年度末には全会計の起債残高が 900 億円を超えるという予測にもなっていますけれども、全般的な運営について簡単にお聞きしたいと思います。

あともう1点は、48、49ページ。今、出ました財政調整基金であります。18億円を6億円取り崩して11億円になるということですが、市長常々言うておられるように、当市のような財政規模であれば大体18億円からそれ以上の金額が一応あればという。平成23年豪雨災害、こうした災害がいつくるかもわかりません。そうした急な財政需要に応えるために、やはりこの財政調整基金というのは大切な財政資源となると思います。そういう中で今、11億円まで減っていますけれども、これについてのお考えと、今後どういう形に持っていこうとお考えになっているのか。以上2点、お伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 この予算、歳入、歳出のその内訳的な部分になりますと、ご承知のように、この大型建設事業というのはもうほぼ終わります。学校あるいは樋渡東西線、これらがもう少し残っている部分でありますけれども、特例債を利用してどんどんとやるという部分はそこまでということになります。大体ですね。

その中でこの財政の見通しについては、財政計画の中で平成30年あるいは35年、こういうことを見通しながらやっているわけであります。その中では当然その年度ごとにいろいろの部分が、取り崩しが上がってみたり、下がってみたり、それから、歳出のほうの公債費が増えたりという部分は出てきます。出てきますが、トータル的に自転車操業というほどの部分ではありません。自転車操業というほどの部分ではありませんが、厳しいことには変わりはないと。これは私どももそういうことを自覚しながら、きちんと将来に向けて、安心・安全ということではなくて、安定的な財政運営を心がけていくということであります。

それから、この基金でありますけれども、平成23年の災害時に大体10億円という部分をお話し申し上げました。実際そこまで行かなかったわけですが、あれだけの災害で一応10億円という部分があれば何とかなるから、最低10億円くらいは欲しいですと、こういうお話をしてまいりました。

今、18億円から約7億円削って11億円という予想であります。これは先般出した平成26年度の補正の部分でも、繰入金額を減額しておりますから、これは当初予算の比較でこうなりますけれども、実質的に——まあ見通し的で済みませんが、今あります十七、八億円がそう変わる額にはならない。

それと、合併振興基金ですが、これはいろいろ確認の結果、ハードにも使っていていいと。可能、100%どうだこうだということではありませんが、問われればハードに使っても構いませんと、こういう回答は引き出しましたので、これも当然ですけれども、30数億円、40億円近い部分はまあ財政調整基金と同じだというふうに捉えていただければ、基金的に全く問題はないということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○腰越 晃君 はい、了解しました。

○議長 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 1点だけちょっと状況を教えていただければありがたいと思います。

平成25年の決算で臨財債が105億円、平成26年が117億円に上がって、平成27年予想で124

億円とまた上がってきています。合併特例債についても平成 25 年が 161 億円で、平成 26 年の予想で 189 億円、平成 27 年の末の予想で 193 億円でやはりどちらも借入れが上がっているという状況です。この 2 つとも国から交付税措置をしてもらえるものと私は思っているのですが、この臨財債と合併特例債が逡増している中で、交付税を見ると、平成 25 年が 110 億円、平成 26 年の予想ですと 108 億円と減っています。平成 27 年の予想、今回の予算でまた 106 億円と減っているのですが、その辺のどうしてこういうふうに借入れをなさないとと言われて借入れをしている交付税措置されるものが、地方交付税が減って低減していくのか。その辺ちょっと説明いただければ。

○議 長 財政課長。

○財政課長 まず、交付税ですけれども、基準財政需要額と基準財政収入額の差し引きということで交付税が算定されるというのが基本にあります。その臨財債がどういう働きをするかということにつきまして、基準財政需要額からマイナスということに臨財債は引き算になります。臨財債を多く国が発行すると、基準財政需要額は減りますので、交付税も減るという形、臨財債と差し引きみたいな形になってきますので、その関係で臨財債と交付税の関係というのは、臨財債が増えれば交付税は減ると。交付税のかわり、もともと交付税のかわりという役目を果たしていますので、そういう関係になります。

臨時財政対策債が減るというのは国が起債ではなくて現金で支給しますよ、という部分になりますので、それは喜ばしいことだと思います。

あと、合併特例債につきましては、これは合併に資する事業が、今まさしく病院、魚沼荘、無線のデジタル化、統合中学校と大きな事業ありますので、合併特例債というのは一番今ピークになっているときかと思います。これは限りがあるものですので、あと約 60 億円程度、平成 27 年度からの余りになりますので、その中で上手に合併特例債事業に取り組んでいかなければならないと思っております。

起債の残高、これは交付税措置ということになりますけれども、臨時財政対策債は 100%、これは交付税のかわりですので。あと合併特例債 70%、充当率が 95%のうちの 70%ということになりますので、今、一般会計で見ますと 430 億円の起債残高の中の約 8 割くらいが合併特例債、臨時財政対策債、あと災害関係の起債、災害関係もかなり充当率が高いとなっておりますので、そんな形で推移をしております。以上です。

○山田 勝君 終わります。

○議 長 25 番・樋口和人君。

○樋口和人君 55 ページの交通災害共済事務費交付金という二百十一万何ぼということなのですが、このどんな事務を引き受けているか。このことについてちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 こちらにつきましては、各行政区を通じて今も 3 月 31 日まで取りまとめのほうをお願いしておりますけれども、それらの交通共済のものの事務的には発送費、それから

行政区さんのそれこそ取りまとめ費、これらのものが対象になっておりますし、そのほか私どもの事務費関係とすれば、今度は交通事故に遭われた方から申請がありますので、それらのほうの取次ぎといたしますか、それらの事務費が入っております。以上です。

○議 長 25番・樋口和人君。

○樋口和人君 それで、多分これは2月の広報、うちのほうの行政区といたしますか、広報で入ってきたのだけれども、全ての何て言いますかね、世帯のお名前やら何やらが全部入っているのですね。多分、その全ての世帯のいる方のお名前や何かは、市としての持っている情報だと思うのですが、それをこちらの交通災害のほうにどういう関係で使われているかちょっとわからないのだけれども、先ほどの話ではないですが、そういったそれぞれの個人情報なわけなのだけれども、そこら辺の整合性というのはきちんとなっているのか、そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 こちらのほうの取りまとめにつきましては、というかもとにつきましては、一部事務組合のほうで行っている事業ですので、こちらについては個人情報保護の関係はクリアしているというふうに考えています。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 歳入確保ということで3点お伺いいたしますけれども、まず21ページの固定資産税の滞納繰越、11億1,864万円に関連してであります。高額な固定資産を滞納して、倒産をして競売にかかるという事例が出ていると思いますけれども、なかなかその競売のほうが進まないということの理由に、もしも市のほうが高額な固定資産税100%収納だということで、なかなか競売が進まないというのであるならば、競売を先にさせて、新しい所有者から固定資産税をいただくというような考え方に切りかえていかなければならないのではないかなと思っておりますけれども、その辺のお考えをお聞きいたします。

それから31ページ。保健体育使用料98万円に関連してでありますけれども、昨年より22万円ほど増額の予算を組みましたが、例の上の原にありますF I V Bの体育館の使用料でありますね。これはこの平成27年度ではどのような扱いになるのかなというところをちょっとお聞かせ願いたい。

それから、45ページの最下段の土地貸付料でありますけれども、1,600万円。昨年より約400万円ほど増ということで予算を組まれていますけれども、増額の理由をお聞かせ願いたいと思います。

それから47ページの建物貸付料ですけれども、こちらのほうは昨年よりも200万円ほど減ということで予算化されていますが、減額の理由というところをお聞かせ願いたい。

○議 長 市長。

○市長 税の競売については詳しくお答えいたしますが、市のほうがそこに多額な市税の滞納があって、それが競売の妨げになっているなどという事実はまずないと思っております。それは後で答えます。

それから、F I V Bであります、まだ平成 27 年度に確たる部分がございますので、計上はしてございません。平成 26 年度の結果、そして我々が一つ勘案しなければならないのは、あそこが受けていただくまでは、上の原の皆さん方に、公園とあの体育館の管理で 270 万円お支払していたわけですけれども、体育館を外しまして 200 万円。です。70 万円を一応その管理費としては減額してあるのです。それを F I V B に使ってもらって、それ以上の収入を上げてもらおうと、こういうことだったのですけれども、まだそれがごく軌道に乗っていないということでもあります。これをいつどういうふうにするかというのは、そろそろ期限も近づいておりますので、平成 26 年度の結果を見て、どういう判断をしなければならないか、これはきちんと対応していかなければならないと思っております。東京オリンピックの関係も出てまいりましたので、その辺もきちんと情報収集しながら対応に努めてまいりたい。今、この予算には計上してございません。以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 競売の件ですけれども、市では滞納がどれくらいだから例えば土地については幾らで売らなければならないということの競売の方法はとっておりません。競売を行う場合につきましては、市場価格を調査しまして、それを予定価格として競売をするという形を取っていきます。

ただ、例えば建物等がありますと、その除却費等も必要になってきますし、それから滞納処分にかかるほかの費用もありますので、それらがまず最優先になりますので、そうすると実質的には競売をしても全く滞納の解消にならないという事案もありますので、そういうような無意味な競売については禁止をされておりますので、これは行うことができないというような形になっております。以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 土地貸付料と建物貸付料の増減の関係ですけれども、建物のほうにつきましては、大和庁舎で基幹病院の関係で間借りをしておりました一般財団法人新潟県地域医療推進機構、これが引っ越すとなくなるということで減額となっております。土地の貸付料につきましては、畔地のマグプロストというところに、今ある旧東保育所これを取り壊して、更地にして貸し出すという計画が計上されていると思います。以上です。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 競売に関してでありますけれども、全くその市税に入っていないというような事例での競売は許可できないとありましたけれども、そこがもしもですよ、数万円というレベルであったとしても、これは絶対だめなのかという部分であります。ゼロ円なのか数万円なのか、非常に大きな部分であります。

坂戸橋の近くの某ホテルでありますけれども、あそこについては、まだまだ利用価値があるのではないかと考えておりますけれども、なかなか競売が進まないというのが、もしもですよ、もしも市の考え方がそれを阻害しているというのであれば、それは速やかに競売を行えるような形に持っていくべきではないかなというふうに思っております。それは私の考えで、間違

っているのであればそれで結構ですけれども。とにかく新しい所有者から固定資産税を納めていただくというふうに考えを変えていかないと、ほぼ回収は不可能ではないかなというふうに思っていますけれども、いかがでしょうか。

F I V Bについては、平成 26 年の結果を見てということでありまして、こういう質問を大分前からやっているわけなのですが、それこそもう利用料としての収入を見込めないというのであるならば、もう平成 27 年度中に、またその上の原の旅館組合でありましょうか、そちらのほうに利用していただいて、そこから逆に市のほうが利用料をいただくということまで、お考えなのかどうかということをお聞きをします。

○議 長 市長。

○市 長 F I V Bと申しますかあの体育館につきましては、先ほど触れましたように、以前は地元で管理していただいて 270 万円という管理費を払っていた。今はそれを除いて 200 万円。ですから 70 万円減額して、今の F I V Bの N P O法人には、我々はお金を払っているのではなくて、もらいたいということで契約しているわけです。

ですから、これがもし破綻と申しますか、契約解除こうなったときに、上の原の地区の皆さんに任せるか否かというのは、まだそこまで我々が考えを及ばせるところではありません。上の原の方に任せて、最低でも管理費を取らない程度にやっていけるのかどうかですね。この辺もまだごく確たる部分はわかりませんので、でき得ればもう我々があれを管理するのに管理費を払うということは何とか避けていきたいと思っております。その辺はきちんとまた精査をしながら、どういうところをお願いすれば一番いいのか、これはやはり相当慎重に検討していかなければならないことだと思っております。いずれにしても平成 27 年度うちには、今の管理者にまだ任せて、そしてこういうことでやっていくということになるのか。あるいはもうそれはそれで一応 1 回清算をして、そして新しいことになるのかというのは、結論を出さなければならぬ時期だというふうに感じておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今ほどの競売の件ですけれども、こちらにつきましては、今ほど例に挙げていただいたものと、まず 1 点目は先ほど言いましたように、土地の価格はありますけれども、建物が建っておりますので、こちらのほうを例えば除却をする場合については、当然のことながら土地の値段以上の除却費のほうが必要になるという見積もりがあります。それからもう 1 つは、大体、商売をされている方については抵当権のほうが設定をされておりますけれども、税に先行する抵当権が設定されておりますので、こちらについて例えばその辺で先ほど言ったように、除却費を除いたものでプラスの部分があったとしても、まず市のほうには入ってくる見込みというのはほとんど立っておりません。そういう意味で私どものほうでこれを競売することはできないというふうに判断しております。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 F I V Bについてでありますけれども、2 年ほど前でしょうか、市長のほうに相手先に対しては裁判も辞さないという強い答弁もあったわけでありまして。ですので、平成

27年度、どうするかという期限が、もう3月いっぱいくらいではないかなと思っていますので、今は強い態度で臨んでいただいて、やはり市民の方からもあそこを使いたいという声がずっと前からあるわけですから、やはり市民の方に使っていただくということを一番に考えて、良き方法を選んでいただきたいと思います。終わります。

○議 長 本日の会議時間は、歳入質疑終了としたいと思いますので、5時を過ぎればあらかじめ延長いたします。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 最終ページ、61ページをお願いいたしますが。この借換債であります。最上段の合併特例債分が55億8,000万円上がっているわけでありますが、この該当するためのルールといいますかね。ルールをまず教えてほしいということと、この借りかえによって、浮いてくるその何て言いますかね、利息の軽減額、これについてお尋ねいたします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 これは借換債のルールということですが、一応、最初にかえるときに借りかえするというので、10年間、例えば20年のものであれば10年間で借りかえしますという契約のもとで借りるというものでございます。どれくらい浮くかということについては、ちょっと試算は今していないので、後でちょっと試算をさせていただきます。一応、利率のほうが、今の利率に借りかえるということで、これは昔の起債ですので、大分高い利率で借りておりますので、それなりの効果はあると思います。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 ちょっとね、すぐ私は出ると思うのです。昨今のこの金利の動向からみれば。それはそれでいいですが、できるだけ早くその辺のほうはちゃんと確認をしておいてほしいということ。

関連で少し教えてください。残り額があるわけでありますが、あと5年間この合併特例債が延長されました。これについて増枠あたりのことがこれから趣旨としてあるのかどうか。またそうした場合、これから5年間に予想ができる、予想される使い道といいますか、ほぼある程度のことはあると予想はしていると思うのですけれども、差し支えない範囲で教えてもらえればと思います。

○議 長 財政課長。

○財政課長 この先の使い道ということになると、総合計画の関係になると思いますけれども、今、予測できる範囲では、道路の関係になるかと思えます。以上です。

(「市長、いかがですか」と叫ぶ者あり)

○議 長 市長。

○市 長 私もどの関係にどうなるかなどというのが、ちょっとはっきり私わかりませんけれども、予想される部分については先ほどもちょっと触れましたように学校の部分がもうちょっと出てきますね。それから樋渡東西線、これはアンダーですね、この部分。あとはもう予定をしているわけでしょうが、上田の何だったか……(何事か叫ぶ者あり) 滝谷、失礼。

あそこの歩道橋の設置とか、そういうものがおおまかなもので、あとは建設のほうでのいわゆる市道改良的なものがどの程度あるかというのは、ちょっと私が把握しておりませんが、主なものはそういうところであろうというふうに予測をしております。当然ですが、60億円の範囲で収めなければなりませんし、安ければ安いほどいいわけですので、どうしてもこの60億円を使い切らなければならないということを想定はしておりません。あとは財政計画と総合計画にのっかってやらせていただくということでご理解いただきたいと思っております。

○議 長 財政課長。

○財政課長 最初の1点目の増額できるかということですか。これにつきましては増額はできません、ということをお願いします。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 さっきお尋ねしたその辺のメリットですね。それは早急にひとつ計算というか、予測を立てておいてください。

それから8番議員の質疑もありました。これは大事な財政のことなものですから、私もいずれまた近いうちに時期を見て一般質問で問いさせてもらいますので、ひとついろいろな形でまた教えていただきたい。よろしくをお願いします。以上です。

○議 長 以上で歳入に対する質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、歳入に対する質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

○議 長 次の本会議は3月17日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでした。

〔午後4時54分〕